

特定化学物質の環境への 排出量の把握等及び管理の 改善の促進に関する法律

関係法令集

令和5年3月

経済産業省・環境省

目次

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律	一
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	一〇
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令	一四
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則	四一
第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令	六六
指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令	六六
指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針	六九
第一種指定化学物質の排出量等の届出事項のファイルへの記録の方法	七六
法第十九条に規定する手数料を現金をもって納めることができる事務所	七六
届け出られた排出量以外の排出量の集計方法の移動体の区分	七七
届出をしようとする者の使用に係る電子計算機に係る技術的基準	七七
主務大臣が指定する電子計算機	七八
法律第六条における秘密情報の審査基準について	七九

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

〔平成一一・七・一三〕
法律 八 六

改正 平成一一・一二・二三法律一六〇 平成一四・一一・一三法律一五二

目次

第一章	総則（第一条―第四条）
第二章	第一種指定化学物質の排出量等の把握等（第五条―第十三条）
第三章	指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等（第十四条―第十六条）
第四章	雑則（第十七条―第二十三条）
第五章	罰則（第二十四条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素及び化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。

2 この法律において「第一種指定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。

一 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

二 当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。

三 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。

3 この法律において「第二種指定化学物質」とは、前項各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることが見込まれる化学物質（第一種指定化学物質を除く。）で政令で定めるものをいう。

4 前二項の政令は、環境の保全に係る化学物質の管理についての国際的動向、化学物質に関する科学的知見、化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息及び生育への支障が未然に防止されることとなるよう十分配慮して定めるものとする。

5 この法律において「第一種指定化学物質等取扱事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、政令で定める業種に属する事業を営むものであって当該事業者による第一種指定化学物質の取扱量等を勘案して政令で定める要件に該当するものをいう。

一 第一種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「第一種指定化学物質等」と

いう。)を使用する者その他業として第一種指定化学物質等を取り扱う者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、事業活動に伴つて付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者

6 この法律において「指定化学物質等取扱事業者」とは、前項各号のいずれかに該当する事業者及び第二種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品であつて政令で定める要件に該当するもの(以下「第二種指定化学物質等」という。)を使用する者その他業として第二種指定化学物質等を取り扱う者をいう。

(化学物質管理指針)

第三条 主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術的動向を勘案し、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等(以下「指定化学物質等」という。)の管理に係る措置に関する指針(以下「化学物質管理指針」という。)を定めるものとする。

2 化学物質管理指針においては、次の事項を定めるものとする。

一 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項

二 指定化学物質等の製造の過程におけるその回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項

三 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項

四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

3 主務大臣は、化学物質管理指針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 主務大臣は、化学物質管理指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(事業者の責務)

第四条 指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等第二条第二項各号のいずれかに該当するものであることを認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

第二章 第一種指定化学物質の排出量等の把握等

(排出量等の把握及び届出)

第五条 第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量(第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法その他の主務省令で定める方法により当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量として算出する量)をいう。次項及び第九条第一項において同じ。)及び移動量(その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量として主務省令で定める方法により算出する量)をいう。次項において同じ。)を主務省令で定めるところにより把握しなければならない。

2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に關し主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出(次条第一項の請求に係る第一種指定化学物質に係るものを除く。)は、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該届出に係る事項に關し意見を付すことができる。

(対応化学物質分類名への変更)

第六条 第一種指定化学物質等取扱事業者は、前条第二項の規定による届出に係る第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類のうち主務省令で定める分類の名称(以下「対応化学物質分類名」という。)をもって次条第一項の規定による通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができる。

2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、前項の請求を行うときは、前条第二項の規定による届出と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。

3 主務大臣は、第一項の請求があつたときは、遅滞なく、前条第二項の規定による届出に係る事項のうち当該請求に係る第一種指定化学物質に係るものについて、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、対応化学物質分類名をもって当該第一種指定化学物質に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「関係都道府県知事」という。)に通知しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、その旨を通知するものとする。

5 主務大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

6 前二項の決定は、第一項の請求があつた日から三十日以内にするものとする。

7 前項の規定にかかわらず、主務大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。

8 第一種指定化学物質等取扱事業者は、毎年度、当該年度の前年度以前の各年度において第八条第一項の規定によりファイルに記録された対応化学物質分類名を維持する必要があるときは、主務省令で

定めるところにより、主務大臣にその旨の請求を行わなければならない。

9 第四項から第七項までの規定は、前項の請求について準用する。この場合において、第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは、「第八項」と読み替えるものとする。

(届出事項の通知等)

第七条 主務大臣は、第五条第二項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を経済産業大臣及び環境大臣に通知するものとする。ただし、当該届出に係る事項のうち第一種指定化学物質の名称について前条第一項の請求があつたときは、当該第一種指定化学物質の名称については、対応化学物質分類名をもって通知するものとする。

2 主務大臣は、前条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の決定をしたときは、当該決定に係る第一種指定化学物質の名称を経済産業大臣及び環境大臣並びに当該決定に係る関係都道府県知事に通知するものとする。この場合において、当該通知は、同条第五項の規定による第一種指定化学物質等取扱事業者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに行うものとする。

3 主務大臣は、毎年度、当該年度の前年度以前の各年度において前条第四項(同条第九項において準用する場合を含む。)の決定をした場合であつて、当該年度において同条第八項の請求がないときは、当該決定に係る第一種指定化学物質の名称を経済産業大臣及び環境大臣並びに当該決定に係る関係都道府県知事に通知するものとする。

4 環境大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、第一項ただし書の規定による通知に係る第一種指定化学物質に関し、第五条第二項の規定により届け出られた事項について説明を求めることができる。

5 関係都道府県知事は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事の管轄する区域に係る前条第三項の規定による通知に係る第一種指定化学物質

に關し第五条第二項の規定により届け出られた事項について説明を
求めることができる。

(届出事項の集計等)

第八条 経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一項から第三項までの
規定により通知された事項について、経済産業省令、環境省令で定
めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するもの
とする。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定による記録をしたとき
は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、同
項のファイルに記録された事項(以下「ファイル記録事項」という。)
のうち、主務大臣が所管する事業を行う事業所に係るものを当該主
務大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るも
のを都道府県知事に、それぞれ通知するものとする。

3 経済産業大臣及び環境大臣は、経済産業省令、環境省令で定める
ところにより、遅滞なく、ファイル記録事項を集計するものとする。

4 経済産業大臣及び環境大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計
した結果を主務大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表す
るものとする。

5 主務大臣及び都道府県知事は、第二項の規定による通知があつた
ときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果
を公表することができる。

(届け出られた排出量以外の排出量の算出等)

第九条 経済産業大臣及び環境大臣は、関係行政機関の協力を得て、
第一種指定化学物質等取扱事業者以外の事業者の事業活動に伴う第
一種指定化学物質の排出量その他第五条第二項の規定により届け出
られた第一種指定化学物質の排出量以外の環境に排出されていると
見込まれる第一種指定化学物質の量を経済産業省令、環境省令で定
める事項ごとに算出するものとする。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定により算出された結果
を経済産業省令、環境省令で定めるところにより集計し、その結果
を前条第四項の集計した結果と併せて公表するものとする。

(開示請求権)

第十条 何人も、第八条第四項の規定による公表があつたときは、当
該公表があつた日以後、主務大臣に対し、当該公表に係る集計結果
に集計されているファイル記録事項であつて当該主務大臣が保有す
るものの開示の請求を行うことができる。

2 前項の請求(以下「開示請求」という。)は、次の事項を明らか
にして行わなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人
その他の団体にあつては代表者の氏名

二 事業所の名称、所在地その他の開示請求に係る事業所を特定す
るに足りる事項

(排出量等の開示義務)

第十一条 主務大臣は、開示請求があつたときは、当該開示請求をし
た者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を
速やかに開示しなければならない。

(調査の実施等)

第十二条 国は、第八条第四項及び第九条第二項に規定する結果並び
に第一種指定化学物質の安全性の評価に関する内外の動向を勘案し
て、環境の状況の把握に関する調査のうち第一種指定化学物質に係
るもの及び第一種指定化学物質による人の健康又は動植物の生息若
しくは生育への影響に関する科学的知見を得るための調査を総合的
かつ効果的に行うとともに、その成果を公表するものとする。

(資料の提供の要求等)

第十三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において国が行う前
条に規定する調査に關し、当該調査を行う行政機関の長に対し、必
要な資料の提供を求め、又は意見を述べることができる。

第三章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等

(指定化学物質等の性状及び取扱いに關する情報の提供)

第十四条 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業

- 者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時まで、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない。
- 2 指定化学物質等取扱事業者は、前項の規定により提供した指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供した相手方に対し、変更後の当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供するよう努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、前二項に規定する情報の提供に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(勧告及び公表)

- 第十五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、当該指定化学物質等取扱事業者に対し、同項の規定に従って必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた指定化学物質等取扱事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収)

- 第十六条 経済産業大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定化学物質等取扱事業者に対し、その指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供に関し報告をさせることができる。

第四章 雑則

(国及び地方公共団体の措置)

- 第十七条 国は、化学物質の安全性の評価に関する国際的動向に十分配慮しつつ、化学物質の性状に関する科学的知見の充実に努めるとともに、化学物質の安全性の評価に関する試験方法の開発その他の技術的手法の開発に努めるものとする。

- 2 国は、化学物質の性状及び取扱いに関する情報に係るデータベース（論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを用いる。）の整備及びその利用の促進に努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、指定化学物質等取扱事業者が行う指定化学物質等の自主的な管理の改善を促進するため、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて指定化学物質等の性状及び管理並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。
- 5 国及び地方公共団体は、前二項の責務を果たすために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

(審議会等の意見の聴取)

- 第十八条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二條第二項又は第三項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

(手数料)

- 第十九条 ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。

(磁気ディスクによる届出等)

- 第二十条 主務大臣は、第五條第二項の規定による届出又は第六條第二項若しくは第八項の請求については、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）により行わせることができる。

- 2 主務大臣は、第六條第四項又は第五項（これらの規定を同條第九項において準用する場合を含む。）の規定による通知については、

政令で定めるところにより、又は磁気ディスクにより行うことができる。

3 主務大臣は、第十条第一項の請求又は第十一条の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

(経過措置)

第二十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(主務大臣等)

第二十二条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項の規定による化学物質管理指針の策定、同条第三項の規定による協議及び同条第四項の規定による公表に関する事項（同条第二項第四号に掲げる事項に係るものを除く。）については、経済産業大臣及び環境大臣

二 第三条第一項の規定による化学物質管理指針の策定、同条第三項の規定による協議及び同条第四項の規定による公表に関する事項（同条第二項第四号に掲げる事項に係るものに限る。）については、経済産業大臣

三 第五条第二項の規定による届出、第六条第一項の規定による請求、同条第三項の規定による通知、同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による決定及び通知、同条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長、同条第八項の規定による請求、第七条第一項から第三項までの規定による通知、同条第四項及び第五項の規定による説明、第八条第二項及び第四項の規定による通知並びに同条第五項の規定による集計及び公表に関する事項並びに第二十条第一項及び第二項に定める事項については、当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣

四 第十条第一項の規定による請求及び第十一条の規定による開示に関する事項並びに第二十条第三項に定める事項については、経済産業大臣、環境大臣又は当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、経済産業大臣、環境大臣及び当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣の発する命令とする。

(事務の区分)

第二十三条 第五条第三項前段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五章 罰則

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（平成二二・三・三〇）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十八条の規定 公布の日

二 第三章及び第二十四条（第一号を除く。）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二章、第十九条、第二十条及び第二十四条（第一号に限る。）並びに次条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二十三条及び附則第四条の規定 平成十二年四月一日又は前

号に定める日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 第六条第六項に規定する日が、前条第三号に規定する規定の施行の日の属する年度の翌年度にあたる場合には、同項中「三十日以内」とあるのは、「五月以内」とする。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二一・二二・二三法律一六〇) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成一四・二二・二三法律一五二) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔以下略〕

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行期日を定める政令

〔平成一二・三・二九〕
政令 一三七

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行期日は、平成十二年三月三十日とする。

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

〔平成一二・二・一五〕
政令 五八一

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十三年一月一日とする。

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

〔平成一三・三・三〇〕
政令 一〇四

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第一項の規定の施行期日は、平成十三年四月一日とする。

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

〔平成一三・二・二八〕
政令 四四〇

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行期日は、平成十四年一月十二日とする。

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行期日を定める政令

〔平成一五・一・三一〕
政 令 二 六

内閣は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行期日は、平成十五年二月三日とする。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する附帯決議

平成十一年五月二十一日
衆議院商工委員会

政府は、本法の施行に当たり、化学物質による環境等への支障を未然に防止することの重要性を十分認識し、我が国におけるPRT制度及びMSDS制度の実効性を最大限に確保するため、次の諸点について、適切な措置を講ずべきである。

一 事業者の自主的取組みを促進するため、地方公共団体との連携強化により、事業者等に対する技術的な指導助言並びに人材育成等に努めるとともに、啓発・広報活動を積極的に進めること。

なお、本制度における地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体との連携のあり方についても引き続き検討を進めること。

二 対象物質の政令指定に当たっては、科学的知見を踏まえた専門的な検討を行い、幅広く関係者からの意見を聴取する機会を設けるとともに、国際的整合性の確保に十分留意すること。

なお、内分泌攪乱物質、いわゆる環境ホルモンの取扱いについては、人の健康及び生態系への重大な影響を与える可能性にかんがみ、内外の動向等を踏まえて迅速かつ適切に対処すること。

三 化学物質の排出量等に関する集計結果の公表に当たっては、必要な情報が国民に分かり易く、利用しやすく、又、等しく提供されるものとなるよう配慮するとともに、インターネット等を含めた情報提供手段の幅広い活用とその利用促進に努めること。

また、開示請求に係る手数料については、開示の方法に応じ、利便性が高く負担がかからない金額とすること。

四 営業秘密の審査に当たっては、法律の趣旨に照らし、厳格かつ公正に行うこと。

五 本制度の検証については、運用状況を勘案しつつ、対処すべき事項についての整理を行うとともに、実効性を高める観点から積極的な検討を加え、制度の必要な整備・改善に機動的に取り組むこと。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する附帯決議

平成十一年七月六日

参議院国土・環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 本法における都道府県の果たす役割の重要性にかんがみ、都道府県との連携を強化し、届出・受付事務が円滑かつ的確に行われるよう体制整備を図り、技術的な指導助言を行うとともに、人材の育成等が図られるよう支援すること。

二 対象物質の選定に当たっては、内分泌攪乱作用など化学物質排出の環境への影響を未然に防止するという衆議院修正の趣旨を十分に踏まえるとともに、広く関係者からの意見を聴取する機会を設けるなどOECD原則に沿った方法とすること。

三 化学物質排出の環境への影響を未然に防止する観点から、排出量等を適切に把握できるよう届出対象事業者等の種類、範囲を定めること。

特に、有害性の強い指定化学物質については、含有率や取扱量の下限を小さくするよう配慮すること。

四 非点源からの排出量を的確に把握するため、基礎となる資料について関係省庁、事業者団体等の積極的な協力を求めるとともに、移動体の種類ごとの内訳がわかるように推計量を算出するよう努めること。

また、推計の資料、推計式などを都道府県に提供するとともに公開し、地方公共団体等による化学物質環境汚染対策に資すること。

五 営業秘密の審査に当たっては、諸外国の実状を勘案し、厳格かつ公正に行うとともに、環境庁長官又は都道府県の説明要求に対し

ては、事業を所管する主務大臣は十分納得できる説明を行うこと。

六 情報の共有が本制度運用の前提となるため、特に大量に請求する場合を中心に手数料をできる限り低廉なものとするとともに、利用者の利便性を勘案したインターネットの利用など幅広い情報提供手段を活用すること。

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

〔平成一二・三・二九〕
政令 一 三 八

改正 平成一二・六・七政令三二三 平成一三・三・二二政令五六 平成一三・一二・二八政令四四一 平成一四・一二・一八政令三八六 平成一五・一・三一政令二八 平成一六・三・一九政令四七 平成一六・一〇・二七政令三二八 平成二〇・一一・二一政令三五六 令和元・六・二八政令四四 令和元・一二・一三政令一八三 令和三・十・二十政令二八八

(第一種指定化学物質)

第一条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種指定化学物質は、別表第一のとおりとする。

(第二種指定化学物質)

第二条 法第二条第三項の第二種指定化学物質は、別表第二のとおりとする。

(業種)

第三条 法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 金属鉱業
- 二 原油及び天然ガス鉱業
- 三 製造業
- 四 電気業
- 五 ガス業

- 六 熱供給業
- 七 下水道業
- 八 鉄道業

九 倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）

十 石油卸売業

十一 鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）

十二 自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）

十三 燃料小売業

十四 洗濯業

十五 写真業

十六 自動車整備業

十七 機械修理業

十八 商品検査業

十九 計量証明業（一般計量証明業を除く。）

二十 一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）

二十一 産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）

二十二 医療業

二十三 高等教育機関（附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）

二十四 自然科学研究所

(第一種指定化学物質等取扱事業者の要件)

第四条 法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次のいずれかに該当すること。

イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含む。）であつて、特定第一種指定化学物質（別表第十七号、第五十一号、第七十五号、第九十九号、第一百十二号、第二百十号、第八十六号、第二百六号、第二百七十八号、第三百二十五号、第三百四十六号、第三百五十三号、第三百五十五号、第三百七十五号、第三百七十八号、第三百九十三号、第四百二十八号、第四百四十四号、第四百四十八号、第四百五十二号、第四百五十七号、第四百五十九号及び第四百六十四号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロにおいて同じ。）以外のもののいずれかの質量（その第一種指定化学物質が次の(1)から(19)までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(19)までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質」という。）が一トン以上である事業所を有していること。

- (1) 別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛
- (2) 別表第一第四十八号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
- (3) 別表第一第六十二号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム
- (4) 別表第一第一百五号に掲げる第一種指定化学物質 銀
- (5) 別表第一第一百一十号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- (6) 別表第一百五十六号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
- (7) 別表第一第六十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
- (8) 別表第一第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 水

銀

- (9) 別表第一第二百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 スズ

- (10) 別表第一第二百七十六号に掲げる第一種指定化学物質 セリウム

- (11) 別表第一第二百七十七号に掲げる第一種指定化学物質 セレン

- (12) 別表第一第二百七十九号に掲げる第一種指定化学物質 タリウム

- (13) 別表第一第三百十一号に掲げる第一種指定化学物質 テルル

- (14) 別表第一第三百十四号に掲げる第一種指定化学物質 銅
- (15) 別表第一第三百六十三号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム

- (16) 別表第一第四百十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素

- (17) 別表第一第四百五十八号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素

- (18) 別表第一第四百六十五号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン

- (19) 別表第一第五百五号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン

ロ その年度において事業活動に伴い取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。）のいずれかの質量（その特定第一種指定化学物質が次の(1)から(6)までに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(6)まで

に定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化学物質量」という。)が〇・五トン以上である事業所を有していること。

- (1) 別表第一第九十九号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム
 - (2) 別表第一第一百十二号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
 - (3) 別表第一第三百五十三号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
 - (4) 別表第一第三百五十五号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
 - (5) 別表第一第三百七十八号に掲げる第一種指定化学物質 砒素
 - (6) 別表第一第四百四十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム
- ハ 前条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項の経済産業省令で定める施設を設置していること。
- ニ 前条第七号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。
- ホ 前条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。
- ヘ ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第二項に規定する特定施設を設置していること。
- 二 常時使用する従業員の数が二十一人以上であること。

(法第二条第五項第一号の政令で定める要件)

第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。)

(法第二条第六項の政令で定める要件)

第六条 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源

(審議会等で政令で定めるもの)

第七条 法第十八条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

(手数料の額等)

第八条 法第十九条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき二十円
- 二 フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。次条において同じ。）に複写したものの交付 一枚につき八十円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円を加えた額
- 三 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条において同じ。）に複写したものの交付 一枚につき二百円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円（法第十条第二項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項のすべてを複写したものの交付をする場合にあつては、二百メガバイトまでごとに九百円）を加えた額

四 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（情報通信技術を活用し

た行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。） 一件につき百円に〇・五メガバイトまでごとに二百四十円（開示請求に係る年度のファイル記録事項のすべてを複写させる場合にあつては、二百メガバイトまでごとに八百八十円）を加えた額

- 2 手数料は、法第十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙をはって納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。
- 3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか、送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証券で納付しなければならない。

(磁気ディスクによる届出又は請求の方法)

第九条 磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。）により法第五条第二項の規定による届出又は法第六条第一項若しくは第八項の請求（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該届出等に係る事項を記録した磁気ディスクを、法第五条第二項の規定による届出にあつては都道府県知事に、法第六条第一項又は第八項の請求にあつては主務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

(磁気ディスクによる開示の方法)

第十条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第十一条の規定による開示を行うときは、開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十二年三月三十日)から施行する。

(経過措置)

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

附 則 (平成一二・六・七政令三三三) (抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三・三・三二政令五六) (抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成二三・二・二八政令四四二)

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定(第五条第一項の規定を除く。)の施行の日(平成十四年一月十二日)から施行する。

附 則 (平成一四・二・一八政令三八六)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成一五・一・三二政令二八)

(施行期日)

第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成一六・三・一九政令四七)

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則 (平成一六・一〇・二七政令三二八)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成二〇・一一・二二政令三五六)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。〔以下略〕

附 則 (令和元・六・二八政令四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元・二・一三政令一八三) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則（令和三・一〇・二〇政令二八八）

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第二項の規定に基づき令和六年度以降において届け出るべき同条第一項に規定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量（以下「排出量等」という。）について適用し、同条第二項の規定に基づき令和五年度において届け出るべき排出量等については、なお従前の例による。

別表第一（第一条、第四条関係）

- 一 亜鉛の水溶性化合物
- 二 亜鉛 \parallel ビス（二—メチルプロパー—二—エノアート）
- 三 アクリルアミド
- 四 アクリル酸エチル
- 五 アクリル酸二—エチルヘキシル
- 六 アクリル酸及びその水溶性塩
- 七 アクリル酸二—（ジメチルアミノ）エチル
- 八 アクリル酸重合物
- 九 アクリル酸ブチル
- 十 アクリル酸メチル
- 十一 アクリロニトリル
- 十二 アクロレイン
- 十三 アジピン酸、（N—（二—アミノエチル）エタン—一・二—ジアミン又はN・N—ビス（二—アミノエチル）エタン—一・二—ジアミン）と二—（クロロメチル）オキシランの重縮合物
- 十四 アジピン酸ジ—二—エチルヘキシル
- 十五 アセチルアセトン
- 十六 一—アセチル—一・二・三・四—テトラヒドロ—三—「（三—ピリジルメチル）アミノ」—六—「一・二・二・二—テトラフルオロ—」—（トリフルオロメチル）エチル」キナゾリン—二—オン（別名ピリフルキナゾン）
- 十七 アセトアルデヒド
- 十八 アセトンシアノヒドリン
- 十九 アセナフテン
- 二十 アニリン
- 二十一 二—アミノエタノール
- 二十二 五—アミノ—四—クロロ—二—フェニルピリダジン—三—（二H）—オン（別名クロリダゾン）

- 二十三 五—アミノ—一—「二・六—ジクロロ—四—（トリフルオロメチル）フェニル」—三—シアノ—四—「（トリフルオロメチル）スルフィニル」ピラゾール（別名フィプロニル）
- 二十四 オルト—アミノフェノール
- 二十五 パラ—アミノフェノール
- 二十六 四—アミノ—六—ターシャリーブチル—三—メチルチオ—一・二・四—トリアジン—五（四H）—オン（別名メトリブジン）
- 二十七 四—アミノ—三—メチル—六—フェニル—一・二・四—トリアジン—五（四H）—オン（別名メタミトロン）
- 二十八 アリルアルコール
- 二十九 一—アリルオキシ—二・三—エポキシプロパン
- 三十 三—アリルオキシ—一・二—ベンゾイソチアゾール—一・一—ジオキシド（別名プロベナゾール）
- 三十一 四—アリル—一・二—ジメトキシベンゼン
- 三十二 アリル \parallel ヘキサノアート
- 三十三 アリル \parallel ヘプタノアート
- 三十四 アルカノール（炭素数が十のものに限る。）（別名デカノール）
- 三十五 「（三—アルカンアミドプロピル）（ジメチル）アンモニオ」アセタート（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。）及び（Z）—「三—（オクタデカ—九—エンアミド）プロピル」（ジメチル）アンモニオ」アセタート並びにこれらの混合物
- 三十六 （三—アルカンアミドプロピル）（メチル）「二—（アルカノイルオキシ）エチル」アンモニウム \parallel クロリド（アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が十四、十六又は十八のもの

及びその混合物に限る。)

三十七 アルカン—アミン (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。)、(Z)—オクタデカ—九—エン—アミン及び(九Z・一二Z)—オクタデカ—九・一二—ジエン—アミン並びにこれらの混合物

三十八 アルカン—アミン (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)—オクタデカ—九—エン—アミンのオキシラン重付加物及び(九Z・一二Z)—オクタデカ—九・一二—ジエン—アミンのオキシラン重付加物の混合物

三十九 アルファ—アルキル—オメガ—ヒドロキシポリ〔オキシエタン—二—ジイル〕 (アルキル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物であつて、数平均分子量が千未満のものに限る。)及びアルファ—アルケニル—オメガ—ヒドロキシポリ (オキシエタン—二—ジイル) (アルケニル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物であつて、数平均分子量が千未満のものに限る。)並びにこれらの混合物

四十 アルファ—アルキル—オメガ—ヒドロキシポリ〔オキシエタン—二—ジイル／オキシ(メチルエタン—二—ジイル)〕 (アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が九から十一までのもの混合物 (当該アルキル基の炭素数が十のものを主成分とするものに限る。))に限る。)

四十一 アルファ—アルキル—オメガ—ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (アルキル基の炭素数が九から十一までのもの及びその混合物であつて、数平均分子量が千未満のものに限る。)

四十二 アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が九のものに限る。)

四十三 パラ—アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が八のものに限る。)

四十四 アルキル(ベンジル) (ジメチル)アンモニウム塩(アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。)

四十五 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。)

四十六 アルミニウムトリシス(エチル—ホスホナート) (別名ホセチル又はホセチルアルミニウム)

四十七 安息香酸ベンジル

四十八 アンチモン及びその化合物

四十九 アントラセン

五十 アントラセン—九・一〇—ジオン (別名アントラキノン)

五十一 石綿

五十二 アルファ—(イソシアナトベンジル)—オメガ—(イソシアナトフェニル)ポリ〔(イソシアナトフェニレン)メチレン〕

五十三 三—イソシアナトメチル—三・五・五—トリメチルシクロヘキシル—イソシアネート

五十四 イソブレン

五十五 四—イソプロピリデンジフェノール (別名ビスフェノールA)

五十六 イソプロピル—三—クロロカルバニラート (別名クロルプロファミ又はIPC)

五十七 三—(四—イソプロピルフェニル)—二—メチルプロパナール

五十八 四—イソプロピル—三—メチルフェノール

五十九 イソプロピル—二—(四—メトキシビフェニル—三—イ

六十一 ヒドラジノホルマート (別名ビフェナゼート)

六十 三—イソプロポキシ—二—トリフルオロメチルベンズアニリ

- ド (別名フルトラニル)
- 六十一 一・一 (イミノジオクタメチレン) ジグアニジン \parallel トリ
アセタート (別名イミノクタジン酢酸塩)
- 六十二 インジウム及びその化合物
- 六十三 エチリデンノルボルネン
- 六十四 エチル \parallel 二 \parallel 四 \parallel (六 \parallel クロロ \parallel 二 \parallel キノキサリニルオ
キシ) フェノキシ」プロピオナート (別名キサロホップエチル)
- 六十五 エチルシクロヘキサノ
- 六十六 五 \parallel エチル \parallel 五 \cdot 八 \parallel ジヒドロ \parallel 八 \parallel オキソ \parallel 「一 \cdot 三」
ジオキソロ「四 \cdot 五 \parallel g」キノリン \parallel 七 \parallel カルボン酸 (別名オキ
ソリニック酸)
- 六十七 N \parallel エチル \parallel N \cdot N \parallel ジメチルテトラデカン \parallel 一 \parallel アミニ
ウムの塩
- 六十八 O \parallel エチル \parallel O \parallel (六 \parallel ニトロ \parallel メタートリル) \parallel セカン
ダリーブチルホスホルアミドチオアート (別名ブタミホス)
- 六十九 O \parallel エチル \parallel O \parallel 四 \parallel ニトロフェニル \parallel フェニルホスホ
チオアート (別名EPN)
- 七十 N \parallel (一 \parallel エチルプロピル) \parallel 二 \cdot 六 \parallel ジニトロ \parallel 三 \cdot 四 \parallel
キシリジン (別名ペンディメタリン)
- 七十一 S \parallel エチル \parallel ヘキサヒドロ \parallel 一H \parallel アゼピン \parallel 一 \parallel カルボ
チオアート (別名モリネート)
- 七十二 エチル \parallel (Z) \parallel 一三 \parallel 「N \parallel ベンジル \parallel N \parallel 」 \parallel 「メチル(一
一 \parallel メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ」チ
オ」アミノ」プロピオナート (別名アラニカルブ)
- 七十三 エチルベンゼン
- 七十四 O \parallel エチル \parallel S \parallel 一 \parallel メチルプロピル \parallel 二 \parallel オキソ \parallel 三
一 \parallel チアゾリジニル)ホスホノチオアート (別名ホスチアゼート)
- 七十五 エチレンオキシド
- 七十六 エチレングリコールモノエチルエーテル

- 七十七 エチレングリコールモノブチルエーテル (別名ブチルセロ
ソルブ)
- 七十八 エチレングリコールモノメチルエーテル
- 七十九 エチレンジアミン
- 八十 エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウ
ム塩
- 八十一 N \cdot N \parallel エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガン
(別名マンネブ)
- 八十二 N \cdot N \parallel エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガンと
N \cdot N \parallel エチレンビス (ジチオカルバミン酸) 亜鉛の錯化合物
(別名マンコゼブ又はマンゼブ)
- 八十三 一 \cdot 一 \parallel エチレン \parallel 二 \cdot 二 \parallel ピリジニウム \parallel ジブロミド
(別名ジクアトジブロミド又はジクワット)
- 八十四 (四 \parallel エトキシフェニル)「三 \parallel 」(四 \parallel フルオロ \parallel 三 \parallel フ
エノキシフェニル)プロピル」ジメチルシラン (別名シラフルオ
フェン)
- 八十五 二 \parallel (四 \parallel エトキシフェニル) \parallel 二 \parallel メチルプロピル \parallel 三
一 \parallel フェノキシベンジルエーテル (別名エトフェンプロックス)
- 八十六 エピクロロヒドリン
- 八十七 一 \cdot 二 \parallel エポキシブタン
- 八十八 一 \cdot 二 \parallel エポキシプロパン (別名酸化プロピレン)
- 八十九 塩化パラフィン (炭素数が十から十三までのもの及びその
混合物に限る。)
- 九十 塩化直鎖パラフィン (炭素数が十四から十七までのもの及び
その混合物に限る。)
- 九十一 塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩
- 九十二 オキサシクロヘキサデカン \parallel 二 \parallel オン
- 九十三 四 \cdot 四 \parallel オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
- 九十四 一 \parallel オクタノール

九十五 オクタブロモジフェニルエーテル
 九十六 オクタメチルシクロテトラシロキサン
 九十七 過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩
 九十八 過酢酸
 九十九 カドミウム及びその化合物
 百 カリウムジエチルジチオカルバマート
 百一 二・四―キシレノール
 百二 二・六―キシレノール
 百三 キシレン
 百四 キノリン
 百五 銀及びその水溶性化合物
 百六 クメン
 百七 グリオキサール
 百八 グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩
 百九 グルタルアルデヒド
 百十 クレゾール
 百十一 クロム及び三価クロム化合物
 百十二 六価クロム化合物
 百十三 クロロアニリン
 百十四 一―(二―クロロイミダゾ「二・二―a」ピリジン―三―イルスルホニル)―三―(四・六―ジメトキシピリミジン―二―イル)尿素(別名イマゾスルフロン)
 百十五 二―クロロ―四―エチルアミノ―六―イソプロピルアミノ―一・三・五―トリアジン(別名アトラジン)
 百十六 二―(四―クロロ―六―エチルアミノ―一・三・五―トリアジン―二―イル)アミノ―二―メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)

百十七 四―クロロ―三―エチル―一―メチル―N―「四―(パラトリルオキシ)ベンジル」ピラゾール―五―カルボキサミド(別名トルフェンピラド)
 百十八 二―クロロ―二―エチル―N―(二―メトキシ―一―メチルエチル)―六―メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)
 百十九 二―クロロ―二―エチル―N―「(一S)―二―メトキシ―一―メチルエチル」―六―メチルアセトアニリド及び二―クロロ―二―エチル―N―「(一R)―二―メトキシ―一―メチルエチル」―六―メチルアセトアニリドの混合物(二―クロロ―二―エチル―N―「(一S)―二―メトキシ―一―メチルエチル」―六―メチルアセトアニリドの含有率が八十重量パーセント以上のものに限る。)(別名S―メトラクロール)
 百二十 クロロエチレン(別名塩化ビニル)
 百二十一 三―クロロ―N―(三―クロロ―五―トリフルオロメチル―二―ピリジル)―アルファ・アルファ・アルファトリフルオロ―二・六―ジニトロ―パラ―トルイジン(別名フルアジナム)
 百二十二 一―「二―(二―クロロ―四―(四―クロロフェノキシ)フェニル)―四―メチル―一・三―ジオキソラン―二―イル」メチル―一―H―一・二・四―トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)
 百二十三 クロロ酢酸
 百二十四 二―クロロ―二・六―ジエチル―N―(二―プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)
 百二十五 二―クロロ―二・六―ジエチル―N―(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)
 百二十六 三―(四―クロロ―五―シクロペンチルオキシ―二―フルオロフェニル)―五―イソプロピリデン―一・三―オキサゾリジン―二・四―ジオン(別名ペントキサゾン)

百二十七 五―クロロ―二―(二・四―ジクロロフェノキシ)フェ
 ノール(別名トリクロサン)
 百二十八 (RS)―五―クロロ―N―(一・三―ジヒドロー―
 一・三―トリメチルイソベンゾフラン―四―イル)―一・三―ジ
 メチル―一H―ピラゾール―四―カルボキサミド(別名フラメト
 ピル)
 百二十九 一―クロロ―一―一―ジフルオロエタン(別名HCF C
 ―一四二b)
 百三十 クロロジフルオロメタン(別名HCF C―二二)
 百三十一 三―クロロ―四―ジメチル―一・二・三―チアジ
 ゴール―五―カルボキサニリド(別名チアジニル)
 百三十二 (RS)―二―クロロ―N―(二・四―ジメチル―三―
 チエニル)―N―(二―メトキシ―一―メチルエチル)アセトア
 ミド(別名ジメテナミド)
 百三十三 (S)―二―クロロ―N―(二・四―ジメチル―三―チ
 エニル)―N―(二―メトキシ―一―メチルエチル)アセトアミ
 ド(別名ジメテナミドP)
 百三十四 三―クロロ―N―(四・六―ジメトキシピリミジン―二
 ―イルカルバモイル)―一―メチル―四―(五―メチル―五・六
 ―ジヒドロー―一・四・二―ジオキサジン―三―イル)ピラゾール
 ―五―スルホンアミド(別名メタゾスルフロソ)
 百三十五 三―(二―クロロ―一・三―チアゾール―五―イルメチ
 ル)―五―メチル―N―ニトロ―一・三・五―オキサジアジナン
 ―四―イミン(別名チアメトキサム)
 百三十六 (E)―一―(二―クロロ―一・三―チアゾール―五―
 イルメチル)―三―メチル―二―ニトログアニジン(別名クロチ
 アニジン)
 百三十七 二―クロロ―一・一・一・二―テトラフルオロエタン
 (別名HCF C―一二四)

百三十八 クロロトリフルオロエタン(別名HCF C―一三三)
 百三十九 (RS)―二―(四―クロロ―オルト―トリルオキシ)
 プロピオン酸(別名メコプロップ)
 百四十 二―クロロ―四・六―ビス(エチルアミノ)―一・三・五
 ―トリアジン(別名シマジン又はCAT)
 百四十一 トランス―N―(六―クロロ―三―ピリジルメチル)―
 N―シアノ―N―メチルアセトアミジン(別名アセタミプリド)
 百四十二 一―(六―クロロ―三―ピリジルメチル)―N―ニトロ
 イミダゾリジン―二―イリデンアミン(別名イミダクロプリド)
 百四十三 三―(六―クロロピリジン―三―イルメチル)―一・三
 ―チアゾリジン―二―イリデンシアナミド(別名チアクロプリ
 ド)
 百四十四 四―(二―クロロフェニル)―N―シクロヘキシル―N
 ―エチル―四・五―ジヒドロー―五―オキソ―一H―テトラゾール
 ―一―カルボキサミド(別名フェントラザミド)
 百四十五 (RS)―一―パラ―クロロフェニル―四・四―ジメチ
 ル―三―(一H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル)
 ペンタン―三―オール(別名テブコナゾール)
 百四十六 パラ―クロロフェノール
 百四十七 三―クロロプロペン(別名塩化アリル)
 百四十八 一―(二―クロロベンジル)―三―(二―メチル―一―
 フェニルエチル)尿素(別名クミルロン)
 百四十九 クロロベンゼン
 百五十 クロロペンタフルオロエタン(別名CF C―一一五)
 百五十一 クロロホルム
 百五十二 二―「二―クロロ―四―メシル―三―」(テトラヒドロ
 フラン―二―イルメトキシ)メチル「ベンゾイル」シクロヘキサ
 ン―一・三―ジオン(別名テフリルトリオソ)
 百五十三 三―(二―クロロ―四―メシルベンゾイル)―四―フェ

ニルスルファニルビシクロ「三・二・一」オクタ―三―エン―二
 ―オン（別名ベンゾビシクロン）
 百五十四 クロロメタン（別名塩化メチル）
 百五十五 (E)―N―「二―クローロ―五―」―「二―（六―メチルピ
 リジン―二―イルメトキシイミノ）エチル」ベンジル」カルバミ
 ン酸メチル（別名ピリベンカルブ）
 百五十六 コバルト及びその化合物
 百五十七 酢酸二―エトキシエチル（別名エチレングリコールモノ
 エチルエーテルアセテート）
 百五十八 酢酸ビニル
 百五十九 酢酸ヘキシル
 百六十 酢酸二―メトキシエチル（別名エチレングリコールモノメ
 チルエーテルアセテート）
 百六十一 サリチル酸メチル
 百六十二 トランス―「二―シアノ―二―メトキシイミノアセ
 チル」―三―エチル尿素（別名シモキサニル）
 百六十三 四・四―ジアミノジフェニルエーテル
 百六十四 無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）
 百六十五 ジイソプロピルナフタレン
 百六十六 ジエタノールアミン
 百六十七 O―二―ジエチルアミノ―六―メチルピリミジン―四―
 イル〓O・O―ジメチル〓ホスホロチオアート（別名ピリミホス
 メチル）
 百六十八 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベン
 ジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）
 百六十九 N・N―ジエチル―三―（二・四・六―トリメチルフェ
 ニルスルホニル）―一H―一・二・四―トリアゾール―一―カル
 ボキサミド（別名カフェンストール）
 百七十 ジエチレングリコールモノブチルエーテル

百七十一 四塩化炭素
 百七十二 一・四―ジオキサシクロヘプタデカン―五・一七―ジオ
 ン
 百七十三 一・四―ジオキサン
 百七十四 一・三―ジカルバモイルチオ―二―（N・N―ジメチル
 アミノ）―プロパン（別名カルタップ）
 百七十五 シクロヘキサ―一―エン―一・二―ジカルボキシイミド
 メチル〓（一RS）―シーストランス―二・二―ジメチル―三―
 ート（別名テトラメトリン）
 百七十六 シクロヘキサン
 百七十七 シクロヘキシリデン（フェニル）アセトニトリル
 百七十八 シクロヘキシルアミン
 百七十九 シクロヘキセン
 百八十 ジクロロアニリン
 百八十一 一・二―ジクロロエタン
 百八十二 一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）
 百八十三 一・二―ジクロロエチレン
 百八十四 四・五―ジクロロ―一―オクタチルイソチアゾール―三
 （二H）―オン
 百八十五 三・四―ジクロロ―二―シアノ―一・二―チアゾール―
 五―カルボキサニリド（別名イソチアニル）
 百八十六 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン
 百八十七 ジクロロジフルオロメタン（別名CF₂―一二）
 百八十八 三・五―ジクロロ―N―（一・一―ジメチル―二―プロ
 ピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）
 百八十九 ジクロロテトラフルオロエタン（別名CF₂―一四）
 百九十 二・二―ジクロロ―一・一―トリフルオロエタン（別
 名HCF₂―一二三）

百九十一 二・四―ジクロロ―アルファ・アルファ・アルファート
 リフルオロ―四―ニトロ―メタ―トルエンスルホンアニリド(別
 名フルスルフアミド)
 百九十二 O―(二・六―ジクロロ―パラ―トリル) || O・O―ジ
 メチル || ホスホロチオアート(別名トルクロホスメチル)
 百九十三 二―「四―(二・四―ジクロロ―メタ―トルオイル)―
 一・三―ジメチル―五―ピラゾリルオキシ」―四―メチルアセト
 フェノン(別名ベンゾフェナツプ)
 百九十四 三―(三・五―ジクロロフェニル)―N―イソプロピル
 一・二・四―ジオキシイミダゾリジン―一―カルボキサミド(別名
 イプロジオン)
 百九十五 一―(二・四―ジクロロフェニル)―N―(二・四―ジ
 フルオロフェニル)―N―イソプロピル―五―オキシ―四・五―
 ジヒドロ―一H―一・二・四―トリアゾール―四―カルボキサミ
 ド(別名イプフェンカルバゾン)
 百九十六 N―(三・五―ジクロロフェニル)―一・二―ジメチル
 シクロプロパン―一・二―ジカルボキシミド(別名プロシミド
 ン)
 百九十七 三―(三・四―ジクロロフェニル)―一・一―ジメチル
 尿素(別名ジウロン又はDCMU)
 百九十八 (二RS・四RS)―一―「二―(二・四―ジクロロフ
 エニル)―四―プロピル―一・三―ジオキソラン―二―イルメチ
 ル」―一H―一・二・四―トリアゾール及び(二RS・四SR)
 一―「二―(二・四―ジクロロフェニル)―四―プロピル―一
 ・三―ジオキソラン―二―イルメチル」―一H―一・二・四―ト
 リアゾールの混合物(別名プロピコナゾール)
 百九十九 三―「一―(三・五―ジクロロフェニル)―一―メチル
 エチル」―三・四―ジヒドロ―六―メチル―五―フェニル―二H
 一・三―オキサジン―四―オン(別名オキサジクロメホン)

二百 三―(三・四―ジクロロフェニル)―一―メトキシ―一―メ
 チル尿素(別名リニユロン)
 二百一 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸(別名二・四―D又は二
 ・四―PA)
 二百二 一・一―ジクロロ―一―フルオロエタン(別名HCF C―
 一四一b)
 二百三 二・三―ジクロロ―N―四―フルオロフェニルマレイミド
 (別名フルオリミド)
 二百四 ジクロロフルオロメタン(別名HCF C―二二)
 二百五 一・三―ジクロロ―二―プロパノール
 二百六 一・二―ジクロロプロパン
 二百七 一・三―ジクロロプロペン(別名D―D)
 二百八 ジクロロベンゼン
 二百九 二―「四―(二・四―ジクロロベンゾイル)―一・三―ジ
 メチル―五―ピラゾリルオキシ」アセトフェノン(別名ピラゾキ
 シフェン)
 二百十 四―(二・四―ジクロロベンゾイル)―一・三―ジメチル
 一―五―ピラゾリル || 四―トルエンスルホナート(別名ピラゾレ
 ト)
 二百十一 二・六―ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又
 はDBN)
 二百十二 ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCF C―二二
 五)
 二百十三 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
 二百十四 二―(二・四―ジクロロ―三―メチルフェノキシ)プロ
 ピオンアニリド(別名クロメプロツプ)
 二百十五 二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノ(別
 名ジチアノン)
 二百十六 N・N―ジシクロヘキシルアミン

二百十七 ジシクロペンタジエン
 二百十八 一・三—ジチオラン—二—イリデンマロン酸ジイソプロ
 ピル(別名イソプロチオラン)
 二百十九 ジチオリン酸O—二・四—ジクロロフェニル—O—エチ
 ル—S—プロピル(別名プロチオホス)
 二百二十 ジチオリン酸S—(二・三—ジヒドロ—五—メトキシ—
 二—オキソ—一・三・四—チアゾール—三—イル)メチル—
 O—O—ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)
 二百二十一 ジチオリン酸O—O—ジメチル—S—一・二—ビス
 (エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)
 二百二十二 ジチオリン酸O—O—ジメチル—S—「(N—メチル
 カルバモイル)メチル」(別名ジメトエート)
 二百二十三 (三R・四S・五S・六R・七R・九R・一一R・一
 二R・一三S・一四R)—四—「(二・六—ジデオキシ—三—C
 —メチル—三—O—メチル—アルファ—L—リボ—ヘキソピラノ
 シル)オキシ」—一四—エチル—一・二・一三—ジヒドロキシ—七
 —メトキシ—三・五・七・九・一一・一三—ヘキサメチル—六—
 「[三・四・六—トリデオキシ—三—(ジメチルアミノ)—ベ—
 タ—D—キシロ—ヘキソピラノシル]オキシ」オキサシクロテト
 ラデカン—二・一〇—ジオン(別名クラリスロマイシン)
 二百二十四 ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩
 二百二十五 四ナトリウム—五・八—ビス(カルボジチオアト)—
 二・五・八・一一・一四—ペンタアザペンタデカンビス(ジチオ
 アート)
 二百二十六 ジナトリウム—二・二—ビニレンビス「五—(四—モ
 ルホリノ—六—アニリノ—一・三・五—トリアジン—二—イルア
 ミノ)ベンゼンスルホナート」(別名C Iフルオレスセント二百
 六十)
 二百二十七 ジニトロトルエン

二百二十八 二・四—ジニトロフェノール
 二百二十九 ジフェニルアミン
 二百三十 五・五—ジフェニル—二・四—イミダゾリジンジオン
 二百三十一 N—ジブチルアミノチオ—N—メチルカルバミン酸二
 ・三—ジヒドロ—二・二—ジメチル—七—ベンゾ「b」フラニル
 (別名カルボスルファン)
 二百三十二 二・六—ジ—ターシャリーブチル—四—クレゾール
 二百三十三 四—(二・二—ジフルオロ—一・三—ベンゾジオキソ
 ル—四—イル)—一H—ピロ—三—カルボニトリル(別名
 フルジオキソニル)
 二百三十四 N・N—ジプロピルチオカルバミン酸—S—ベンジル
 (別名プロスルホカルブ)
 二百三十五 一・二—ジブプロモエタン(別名二臭化エチレン又はE
 DB)
 二百三十六 ジブプロクロロメタン
 二百三十七 二・二—ジブプロモ—二—シアノアセトアミド
 二百三十八 ジブプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン—二四〇
 二)
 二百三十九 二・六—ジブプロモ—二—メチル—四—トリフルオロメ
 トキシ—四—トリフルオロメチル—一・三—チアゾール—五—カ
 ルボキサニリド(別名チフルザミド)
 二百四十 ジベンジルエーテル
 二百四十一 (RS)—O—S—ジメチル—アセチルホスホルアミ
 ドチオアート(別名アセフェート)
 二百四十二 N・N—ジメチルアセトアミド
 二百四十三 五—ジメチルアミノ—一・二・三—トリチアン(別名
 チオシクラム)
 二百四十四 (四S・四aR・五S・五aR・六S・一二aS)—
 四—(ジメチルアミノ)—三・五・六・一〇・一二・一二a—ヘ

キサヒドロキシ―六―メチル―一・一―ジオキソ―一・四・四
 a・五・五 a・六・一・一―二 a―オクタヒドロテトラセン―二
 ―カルボキサミド (別名オキシテトラサイクリン)
 二百四十五 ジメチルアミン
 二百四十六 三―(三・三―ジメチルウレイド) フェニル―ターシ
 ヤリーブチルカルバマート (別名カルブチレート)
 二百四十七 (二E) ―三・七―ジメチルオクタ―二・六―ジエニ
 ル―アセタート (別名酢酸ゲラニル)
 二百四十八 N・N―ジメチルオクタデシルアミン
 二百四十九 三・七―ジメチルオクタ―三―オール
 二百五十 ジメチルジスルフイド
 二百五十一 二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―一―ベンゾフ
 ラン―七―イル||N―「N―(二―エトキシカルボニルエチル)
 ―N―イソプロピルスルフェナモイル」―N―メチルカルバマー
 ト (別名ベンフラカルブ)
 二百五十二 N・N―ジメチルドデシルアミン
 二百五十三 N・N―ジメチルドデシルアミン||N―オキシド
 二百五十四 ジメチル||二・二―トリクロロー―ヒドロキシ
 エチルホスホナート (別名トリクロルホン又はDEP)
 二百五十五 一・一―ジメチル―四・四―ピリジニウム||ジクロ
 リド (別名パラコート又はパラコートジクロリド)
 二百五十六 ジメチル(―フェニルエチル) ベンゼン
 二百五十七 ジメチル||四・四―(オルト―フェニレン) ビス(三
 ―チオアロファナート) (別名チオファネートメチル)
 二百五十八 三・三―ジメチルブタン酸||三―メシチル―二―オキ
 ソ―一―オキサスピロ「四・四」ノナ―三―エン―四―イル (別
 名スピロメシフェン)
 二百五十九 (RS) ―N―「二―(一・三―ジメチルブチル)―
 三―チエニル」―一―メチル―三―(トリフルオロメチル)―一

H―ピラゾール―四―カルボキサミド (別名ペンチオピラド)
 二百六十 N―(一・三―ジメチルブチル)―N―フェニル―パラ
 ―フェニレンジアミン
 二百六十一 二―「(RS)―一・三―ジメチルブチル」―五―フ
 ルオロー―一・三―ジメチルピラゾール―四―カルボキサニリド
 (別名ペンフルフェン)
 二百六十二 二・二―ジメチルプロパン酸|| (E) ―二―(四―タ
 ―シヤリーブチルフェニル)―二―シアノ―一―(一・三・四―
 トリメチルピラゾール―五―イル) ビニル (別名シエノピラフェ
 ン)
 二百六十三 N―(一・二―ジメチルプロピル)―N―エチルチオ
 カルバミン酸S―ベンジル (別名エスプロカルブ)
 二百六十四 N・N―ジメチルホルムアミド
 二百六十五 二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ「二・二
 ・一」ヘプタン (別名カンフェン)
 二百六十六 N―「一・一―ジメチル―二―(メチルスルホニル)
 エチル」―三―ヨード―N―「二―メチル―四―「一・二・二・
 二―テトラフルオロー―一―(トリフルオロメチル) エチル」フェ
 ニル」フタルアミド (別名フルベンジアミド)
 二百六十七 一・二―ジメトキシエタン
 二百六十八 アルファー(四・六―ジメトキシ―二―ピリミジニル
 カルバモイルスルファモイル)―オルト―トルイル酸メチル (別
 名ペンスルフロンメチル)
 二百六十九 (RS) ―七―(四・六―ジメトキシピリミジン―二
 ―イルチオ)―三―メチル―二―ベンゾフラン―一―(三H)―オ
 ン (別名ピリフタリド)
 二百七十 二―「(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ」―二―
 フェニル酢酸エチル (別名フェントエート又はPAP)
 二百七十一 三・五―ジヨード―四―オクタノイルオキシベンゾニ

トリル (別名アイオキシニル)
 二百七十二 水銀及びその化合物
 二百七十三 水素化テルフェニル
 二百七十四 有機スズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) || オキシドを除く。)
 二百七十五 スチレン
 二百七十六 セリウム及びその化合物
 二百七十七 セレン及びその化合物
 二百七十八 ダイオキシソリン類
 二百七十九 タリウム及びその化合物
 二百八十 炭化けい素
 二百八十一 炭酸リチウム
 二百八十二 二―チオキノ―三・五―ジメチルテトラヒドロ―二H―一・三・五―チアジン (別名ダゾメット)
 二百八十三 チオシアン酸銅 (I)
 二百八十四 チオ尿素
 二百八十五 チオりん酸 O―四―シアノフェニル―O・O―ジメチル (別名シアノホス又は CYAP)
 二百八十六 チオりん酸 O・O―ジエチル―O― (二―イソプロピル―六―メチル―四―ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
 二百八十七 チオりん酸 O・O―ジエチル―O― (三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル) (別名クロルピリホス)
 二百八十八 チオりん酸 O・O―ジエチル―O― (五―フェニル―三―イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
 二百八十九 チオりん酸 O・O―ジメチル―O― (三―メチル―四―ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又は MEP)
 二百九十 チオりん酸 O・O―ジメチル―O― (三―メチル―四―メチルチオフェニル) (別名フェンチオン又は MPP)
 二百九十一 チオりん酸 S―ベンジル―O・O―ジイソプロピル

(別名イプロベンホス又は IBP)
 二百九十二 一・一―「(一R・二R・三S・四R・五R・六S)―四―」〔五―デオキシ―二―O―〕〔二―デオキシ―二―(メチルアミノ)―アルファ―L―グルコピラノシル〕―三―C―ホルミル―アルファ―L―リキソフラノシル〕オキシ〕―二・五・六―トリヒドロキシシクロヘキササン―一・三―ジイル〕ジグアニジン (別名ストレプトマイシン)
 二百九十三 (二R・三aS・五aR・五bS・九S・一三S・一四R・一六aS・一六bR)―二―「(六―デオキシ―二・三・四―トリ―O―メチル―アルファ―L―マンノピラノシル)オキシ〕―一三―」〔四―(ジメチルアミノ)―二・三・四・六―テトラデオキシ―ベータ―D―エリトロ―ヘキソピラノシル〕オキシ〕―九―エチル―一四―メチル―二・三・三a・五a・五b・六・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一六a・一六b―テトラデオキシ―H―asa―インダセノ〕〔三・二―d〕オキサシクロドシン―七・一五―ジオン (別名スピノシンD) の混合物 (別名スピノサド)
 二百九十四 デカナル (別名デシルアルデヒド)
 二百九十五 デカブロモジフェニルエーテル
 二百九十六 一・三・五・七―テトラアザトリシクロ〕〔三・三・一

・一^{三・七}」デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
 二百九十七 テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィ
 ラム)
 二百九十八 テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニ
 ル又はTPN)
 二百九十九 四・五・六・七―テトラクロロイソベンゾフラン―
 (三H)―オン(別名フサライド)
 三百 一・一・二・二―テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレ
 ン)
 三百一 テトラクロロエチレン
 三百二 テトラヒドロフラン
 三百三 テトラヒドロメチル無水フタル酸
 三百四 テトラフルオロエチレン
 三百五 二・二・三・三―テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム
 (別名テトラピオン又はフルプロパネートナトリウム塩)
 三百六 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル^{ll}
 (Z)―三―(二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プ
 ロペニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト
 (別名テフルトリン)
 三百七 テトラメチルアンモニウム^{ll}ヒドロキシド
 三百八 三・七・九・一―テトラメチル―五・一―ジオキサ―
 二・八・一四―トリチア―四・七・九・一―テトラアザペンタ
 デカ―三・一―ジエン―六・一〇―ジオン(別名チオジカル
 ブ)
 三百九 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチ
 ラム)
 三百十 一―「(一R・二R・五S・七R)―二・六・六・八―テ
 トラメチルトリシクロ^五」五・三・一・〇^五」ウンデカ―八―エン―
 九―イル」エタノン

三百十一 テルル及びその化合物
 三百十二 テレフタル酸
 三百十三 テレフタル酸ジメチル
 三百十四 銅水溶性塩(錯塩を除く。)
 三百十五 一―ドデカノール(別名ノルマル―ドデシルアルコー
 ル)
 三百十六 ドデカン―一―チオール
 三百十七 二―(N―ドデシル―N・N―ジメチルアンモニオ)ア
 セタート
 三百十八 ドデシル硫酸ナトリウム
 三百十九 一・三・五―トリアジン―二・四・六―トリアミン(別
 名メラミン)
 三百二十 トリイソプロパノールアミン
 三百二十一 トリエチルアミン
 三百二十二 トリオクチルアミン
 三百二十三 一・一・一―トリクロロエタン
 三百二十四 一・一・二―トリクロロエタン
 三百二十五 トリクロロエチレン
 三百二十六 トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC―一―
 三)
 三百二十七 トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)
 三百二十八 (三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル)オキシ酢
 酸(別名トリクロピル)
 三百二十九 二・四・六―トリクロロフェノール
 三百三十 トリクロロフルオロメタン(別名CFC―一一)
 三百三十一 一・二・三―トリクロロプロパン
 三百三十二 トリクロロベンゼン
 三百三十三 N―(トリクロロメチルチオ)―一・二・三・六―テ
 トラヒドロフタルイミド(別名キヤプタン)

三百三十四 トリシクロ「五・二・一・〇」^{三六}デカ―四―エン―三―
 イル―プロピオナート
 三百三十五 トリブチルアミン
 三百三十六 アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―二・
 六―ジニトロ―N・N―ジプロピル―パラ―トルイジン（別名ト
 リフルラリン）
 三百三十七 トリブロモメタン（別名ブロモホルム）
 三百三十八 トリメチルアミン
 三百三十九 トリメチル（オクタデシル）アンモニウム^五の塩
 三百四十（E）―四―（二・六・六―トリメチルシクロヘキサ―
 一―エン―一―イル）ブタ―三―エン―二―オン
 三百四十一 N・N・N―トリメチルドデカン―一―アミニウムの
 塩
 三百四十二 トリメチルベンゼン
 三百四十三 二・四―四―トリメチルペンタ―一―エン及び二・四
 ・四―トリメチルペンタ―二―エンの混合物
 三百四十四 トリメトキシ―「三―（オキシラン―二―イルメトキ
 シ）プロピル」シラン
 三百四十五 トリレンジイソシアネート
 三百四十六 トルイジン
 三百四十七 トルエン
 三百四十八 ナトリウムⅡアルケンスルホナート（アルケンの炭素
 数が十四から十六までのもの及びその混合物に限る。）及びナト
 リウムⅡヒドロキシアルカンスルホナート（アルケンの炭素数が
 十四から十六までのもの及びその混合物に限る。）並びにこれら
 の混合物
 三百四十九 ナトリウムⅡ―一―オキソ―一―ラム^五ダーピリジン―二―
 チオラート
 三百五十 ナトリウムⅡ（ドデカノイルオキシ）ベンゼンスルホナ

一ト
 三百五十一 ナトリウムⅡ―一―一―ビフェニル―二―オラート
 三百五十二 ナフタレン
 三百五十三 鉛及びその化合物
 三百五十四 ニッケル
 三百五十五 ニッケル化合物
 三百五十六 ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩
 三百五十七 オルト―ニトロアニリン
 三百五十八 パラ―ニトロクロロベンゼン
 三百五十九 ニトロベンゼン
 三百六十 ニトロメタン
 三百六十一 二硫化炭素
 三百六十二 一―ノナノール（別名ノルマル―ノニルアルコール）
 三百六十三 バナジウム化合物
 三百六十四 パラホルムアルデヒド
 三百六十五 ビス（アルキル）（ジメチル）アンモニウム^五の塩（ア
 ルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が
 十二、十四、十六、十八又は二十のもの及びその混合物に限
 る。）
 三百六十六 二・四―ビス（イソプロピルアミノ）―一―六―メチルチ
 オ―一・三・五―トリアジン（別名プロメトリン）
 三百六十七 二・四―ビス（エチルアミノ）―一―六―メチルチオ―
 一・三・五―トリアジン（別名シメトリン）
 三百六十八 ビス（二―エチルヘキシル）Ⅱ（Z）―ブタ―二―エ
 ンジオアート
 三百六十九 ビス（八―キノリノラト）銅（別名オキシシン銅又は有
 機銅）
 三百七十 ビス（N・N―ジメチルジチオカルバミン酸）亜鉛（別
 名ジラム）

三百七十一 ビス(N・N―ジメチルジチオカルバミン酸) N・N―
 ―エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名ポリカーバ
 メート)
 三百七十二 ビス(二―スルフィドピリジン――オラト) 銅
 三百七十三 (T―四)―ビス〔二―(チオキソ―カッパS)―ピ
 リジン― (二H)―オラト―カッパO〕亜鉛(II)
 三百七十四 ビス(二・二・六・六―テトラメラチル―四―ピペリジ
 ル)―セバケート
 三百七十五 ビス(トリブチルスズ)―オキシド
 三百七十六 N・N―ビス(二―ヒドロキシエチル)アルカンアミ
 ド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数
 が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限
 る。)、(Z)―N・N―ビス(二―ヒドロキシエチル)オクタ
 デカ―九―エンアミド及び(九Z・一二Z)―N・N―ビス(二
 ―ヒドロキシエチル)オクタデカ―九・一二―ジエンアミド並び
 にこれらの混合物
 三百七十七 S・S―ビス(一―メチルプロピル)―O―エチル―
 ホスホロジチオアート(別名カズサホス)
 三百七十八 砒素及びその無機化合物
 三百七十九 ヒドラジン
 三百八十 (一―ヒドロキシエタン――一―ジイル)ジホスホン
 酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩
 三百八十一 ヒドロキノ
 三百八十二 四―ビニル――シクロヘキセン
 三百八十三 ビフェニル
 三百八十四 ピペラジン
 三百八十五 ピペロナル(別名ヘリオトロピン)
 三百八十六 ピリジン
 三百八十七 ピロカテコール(別名カテコール)

三百八十八 二―フェニルフェノール
 三百八十九 N―フェニルマレイミド
 三百九十 フェニレンジアミン
 三百九十一 フェノール
 三百九十二 三―フェノキシベンジル―三―(二・二―ジクロロピ
 ニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別
 名ペルメトリン)
 三百九十三 一・三―ブタジエン
 三百九十四 フタル酸ジオクチル
 三百九十五 フタル酸ジブチル
 三百九十六 フタル酸ビス(二―エチルヘキシル)
 三百九十七 フタル酸ブチル―ベンジル
 三百九十八 二―ターシャリーブチルアミノ―四―シクロプロピル
 アミノ―六―メチルチオ―一・三・五―トリアジン
 三百九十九 二―ターシャリーブチルイミノ―三―イソプロピル―
 五―フェニルテトラヒドロ―四H―一・三・五―チアジアジン―
 四―オン(別名プロフェジン)
 四百 ターシャリーブチル―二―エチルペルオキシヘキサノアート
 四百一 N―ターシャリーブチル―N―(四―エチルベンゾイル)
 ―三・五―ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)
 四百二 N―〔一―(N―ブチルカルバモイル)―一H―二―ベン
 ゴイミダゾリル〕カルバミン酸メチル(別名ベノミル)
 四百三 ブチル―(R)―二―〔四―(四―シアノ―二―フルオロ
 フェノキシ)フェノキシ〕プロピオナート(別名シハロホップブ
 チル)
 四百四 一―ターシャリーブチル―三―(二・六―ジイソプロピル
 ―四―フェノキシフェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウロ
 ン)
 四百五 二―ターシャリーブチルシクロヘキシル―アセタート

四百六 四―ターシャリーブチルシクロヘキシルⅡアセタート
 四百七 五―ターシャリーブチル―三―(二・四―ジクロロ―五―
 イソプロポキシフェニル)―一・三・四―オキサジアゾール―二
 (三H)―オン(別名オキサジアゾン)
 四百八 一―(五―ターシャリーブチル―一・三・四―チアジアゾ
 ール―ニ―イル)―一・三―ジメチル尿素(別名テブチウロン)
 四百九 二―(四―ターシャリーブチルフェニル)―ニ―シアノー
 三―オキソ―三―(二―トリフルオロメチルフェニル)プロパン
 酸Ⅱニ―メトキシエチル(別名シフルメトフェン)
 四百十 三―(四―ターシャリーブチルフェニル)プロパナール
 四百十一 三―(四―ターシャリーブチルフェニル)―ニ―メチル
 プロパナール
 四百十二 二―ターシャリーブチルフェノール
 四百十三 二―(四―ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキ
 シルⅡニ―プロピニルⅡスルフイット(別名プロパルギット又は
 B P P S)
 四百十四 ふっ化水素及びその水溶性塩
 四百十五 ニ―ブテナール
 四百十六 ニ―ターシャリーブトキシエタノール
 四百十七 N―ブトキシメチル―ニ―クロロ―二・六―ジエチルア
 セトアニリド(別名ブタクロール)
 四百十八 フルフラール
 四百十九 N・N―プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛
 の重合物(別名プロピネブ)
 四百二十 ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン―一―二―
 一)
 四百二十一 四―ブロモ―二―(四―クロロフェニル)―一―エト
 キシメチル―五―(トリフルオロメチル)ピロール―三―カルボ
 ニトリル(別名クロルフエナピル)

四百二十二 三―ブロモ―N―「四―クロロ―ニ―メチル―六―
 (メチルカルバモイル)フェニル」―一―(三―クロロピリジン
 ―ニ―イル)―一H―ピラゾール―五―カルボキサミド(別名ク
 ラントラニリプロール)
 四百二十三 ブロモジクロロメタン
 四百二十四 ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン―一―三〇―一)
 四百二十五 五―ブロモ―三―セカンダリーブチル―六―メチル―
 一・二・三・四―テトラヒドロピリミジン―二・四―ジオン(別
 名プロマシル)
 四百二十六 三―(三―ブロモ―六―フルオロ―ニ―メチルイン
 ドール―一―イルスルホニル)―N・N―ジメチル―一・二・四
 ―トリアゾール―一―スルホンアミド(別名アミスルプロム)
 四百二十七 一―ブロモプロパン
 四百二十八 ニ―ブロモプロパン
 四百二十九 ブロモメタン(別名臭化メチル)
 四百三十 六・七・八・九・一〇・一〇―ヘキサクロロ―一・五・
 五a・六・九・九a―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・
 三―ベンゾジオキサチエピンⅡ三―オキシド(別名エンドスルフ
 アン又はベンゾエピン)
 四百三十一 ヘキサデシルトリメチルアンモニウムⅡクロリド
 四百三十二 ヘキサヒドロ―一・三・五―トリス(二―ヒドロキシ
 エチル)―一・三・五―トリアジン
 四百三十三 四・六・六・七・八―ヘキサメチル―一・三・四
 ・六・七・八―ヘキサヒドロシクロペンタ「g」イソクロメン
 四百三十四 ヘキサメチレンジアミン
 四百三十五 ヘキサメチレンⅡジイソシアネート
 四百三十六 ヘキサン
 四百三十七 ヘキサンジヒドラジド
 四百三十八 ヘキシルⅡニ―ヒドロキシベンゾアート

四百三十九 一―ヘキセン
 四百四十 ベタナフトール
 四百四十一 一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―二・三
 ―エポキシ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・
 七―メタノ―一H―インデン (別名ヘプタクロルエポキシド)
 四百四十二 ヘプタン
 四百四十三 五―ヘプチルオキシラン―二―オン
 四百四十四 ベリリウム及びその化合物
 四百四十五 ペルオキシ二硫酸の水溶性塩
 四百四十六 ペルフルオロオクタ酸 (別名PFOA) 及びその塩
 四百四十七 ペルフルオロ (オクタノ―一―スルホン酸) (別名P
 FOS)
 四百四十八 ベンジリジン||トリクロリド
 四百四十九 二―ベンジリデンオクタナール
 四百五十 ベンジル||クロリド (別名塩化ベンジル)
 四百五十一 ベンズアルデヒド
 四百五十二 ベンゼン
 四百五十三 一・二・四―ベンゼントリカルボン酸一・二―無水物
 四百五十四 三―(一・三―ベンゾジオキソール―五―イル)―二
 ―メチルプロパナール
 四百五十五 二―(二―ベンゾチアゾリルオキシ)―N―メチルア
 セトアニリド (別名メフェナセット)
 四百五十六 ベンゾフェノン
 四百五十七 ペンタクロロフェノール
 四百五十八 ほう素化合物
 四百五十九 ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)
 四百六十 ポリ (オキシエチレン) ||アルキルエーテル (アルキル
 基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。)
 四百六十一 ポリ (オキシエチレン) ||アルキルフェニルエーテル

(アルキル基の炭素数が八のものに限る。)
 四百六十二 ポリ (オキシエチレン) ||アルキルフェニルエーテル
 (アルキル基の炭素数が九のものに限る。)
 四百六十三 ポリ (オキシエチレン) ||ドデシルエーテル硫酸エス
 テルナトリウム
 四百六十四 ホルムアルデヒド
 四百六十五 マンガン及びその化合物
 四百六十六 無水酢酸
 四百六十七 無水フタル酸
 四百六十八 メタクリル酸
 四百六十九 メタクリル酸メチル
 四百七十 (Z)―二―メチルアセトフェノン||四・六―ジメチル
 ―二―ピリミジニルヒドラゾン (別名フェリムゾン)
 四百七十一 メチル||イソチオシアネート
 四百七十二 メチルイソブチルケトン
 四百七十三 メチル||二―(三―オキシ―二―ペンチルシクロペン
 チル)―アセタート
 四百七十四 二―「メチル―」(Z)―オクタデカ―九―エノイ
 ル「アミノ」酢酸 (別名オレオイルザルコシン)
 四百七十五 N―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二・二―
 ジメチル―七―ベンゾ「b」フラニル (別名カルボフラン)
 四百七十六 N―メチルカルバミン酸―ナフチル (別名カルバリ
 ル又はNAC)
 四百七十七 N―メチルカルバミン酸二―セカンダリーブチルフェ
 ニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
 四百七十八 メチル|| (E)―二―「二―」六―(二―シアノフェ
 ノキシ)ピリミジン―四―イルオキシ「フェニル」―三―メトキ
 シアクリラート (別名アゾキリストロビン)
 四百七十九 N―メチルジチオカルバミン酸 (別名カーバム)

四百八十 N—メチルジチオカルバミン酸ナトリウム (別名メタム
 ナトリウム塩)
 四百八十一 N—メチルジデカン—イルアミン
 四百八十二 アルファ—メチルスチレン
 四百八十三 二—メチルチオ—四—エチルアミノ—六—(一・二—
 ジメチルプロピルアミノ)—s—トリアジン (別名ジメタメトリ
 ン)
 四百八十四 メチル||ドデカノアート
 四百八十五 (E)—三—メチル—四—(二・六・六—トリメチル
 シクロヘキサ—二—エン—一—イル) ブター—三—エン—二—オン
 四百八十六 メチルナフタレン
 四百八十七 (RS)—一—メチル—二—ニトロ—三—(テトラヒ
 ドロ—三—フリルメチル) グアニジン (別名ジノテフラン)
 四百八十八 三—メチルピリジン
 四百八十九 N—メチル—二—ピロリドン
 四百九十 二—メチルプロパン—二—チオール
 四百九十一 メチル||ベンゾイミダゾール—二—イルカルバマート
 (別名カルベンダジム)
 四百九十二 三—メチルペンター—三—エン—二—オンと三—メチリ
 デン—七—メチルオクタ—一・六—ジエンの反応生成物であつ
 て、一—(二・三・八・八—テトラメチル—一・二・三・四・
 五・六・七・八—オクタヒドロ—二—ナフチル) エタノン、一—
 (二・三・八・八—テトラメチル—一・二・三・四・六・七・
 八・八a—オクタヒドロ—二—ナフチル) エタノン及び一—
 (二・三・八・八—テトラメチル—一・二・三・五・六・七・
 八・八a—オクタヒドロ—二—ナフチル) エタノンの混合物を八
 十重量パーセント以上含有するもの
 四百九十三 二—メチル—N—「三—(一—メチルエトキシ) フェ
 ニル」ベンズアミド (別名メプロニル)

四百九十四 S—メチル—N—(メチルカルバモイルオキシ) チオ
 アセトイミダート (別名メソミル)
 四百九十五 メチル|| (E)—一—メトキシイミノ—「二—
 「(E)—一—「三—(トリフルオロメチル) フェニル」
 エチリデン」アミノ」オキシ」メチル」フェニル」アセター
 (別名トリフロキシストロビン)
 四百九十六 メチル|| (E)—一—メトキシイミノ「二—(オルト—ト
 リルオキシメチル) フェニル」アセター (別名クレソキシムメ
 チル)
 四百九十七 四・四—メチレンジアニリン
 四百九十八 メチレンビス(四・一—フェニレン) || ジイソシアネ
 ート
 四百九十九 三—メトキシアニリン
 五百 (E)—二—メトキシイミノ—N—メチル—二—(二—フェ
 ノキシフェニル) アセトアミド (別名メトミノストロビン)
 五百一 二—(二—メトキシエトキシ) エタノール
 五百二 三—メトキシカルボニルアミノフェニル||三—メチルカル
 バニラート (別名フェンメディファム)
 五百三 N—(六—メトキシ—二—ピリジル)—N—メチルチオカ
 ルバミン酸O—三—ターシャリーブチルフェニル (別名ピリブチ
 カルブ)
 五百四 一—メトキシ—二—(二—メトキシエトキシ) エタン
 五百五 モリブデン及びその化合物
 五百六 硫化(二・四・四—トリメチルペンテン)
 五百七 硫酸ジメチル
 五百八 りん化アルミニウム
 五百九 りん酸ジブチル||フェニル
 五百十 りん酸ジメチル||二・二—ジクロロビニル (別名ジクロ
 ボス又はDDVP)

- 五百十一 りん酸トリス (二―エチルヘキシル)
- 五百十二 りん酸トリス (二―クロロエチル)
- 五百十三 りん酸トリトリル
- 五百十四 りん酸トリフェニル
- 五百十五 りん酸トリブチル

備考

- 一 この表において「数平均分子量」とは、日本産業規格 K 七二五二―一に定める数平均分子量をいう。
- 二 この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍をいう。

別表第二(第二条関係)

- 一 アクリル酸二―ヒドロキシエチル
- 二 アクリル酸二―ヒドロキシプロピル
- 三 一―アミノノ九・一〇―アントラキノン
- 四 二―アミノノ三―クロロー一・四―ナフトキノン (別名 A C N)
- 五 イソプロピルアンモニウム II (RS) 一―二― (四―イソプロピル―四―メチル―五―オキソ―二―イミダゾリン―二―イル) ニコチナート (別名イマザピル又はイマザピルイソプロピルアミン塩)
- 六 二―イミダゾリジンチオン
- 七 一・一―「イミノジ (オクタメチレン)」ジグアニジン (別名イミノクタジン)
- 八 エチルメチルケトンペルオキシド
- 九 六―エトキシ―一・二―ジヒドロ―二・二・四―トリメチルキノリン (別名エトキシキン)
- 十 一・二―エポキシ―三― (トリルオキシ) プロパン

- 十一 二・三―エポキシ―一―プロパノール
- 十二 エマメクチン安息香酸塩 (別名エマメクチン B 一 a 安息香酸塩及びエマメクチン B 一 b 安息香酸塩の混合物)
- 十三 塩化ベンゾイル
- 十四 オクタノール
- 十五 オクタノール―チオール
- 十六 (二―クロロエチル) トリメチルアンモニウム II クロリド
- 十七 クロロシクロヘキサノール
- 十八 (RS) 一―「三―クロロ―四― (一・一・二―トリフルオロ―二―トリフルオロメトキシエトキシ) フェニル」―三― (二・六―ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名ノバルロン)
- 十九 一―「四―「二―クロロ―四― (トリフルオロメチル) フェノキシ」―二―フルオロフェニル」―三― (二・六―ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名フルフェノクスロン)
- 二十 オルト―クロロトルエン
- 二十一 パラ―クロロトルエン
- 二十二 (E) 一―N―「六―クロロ―三―ピリジル) メチル」―N―エチル―N―メチル―二―ニトロエテン―一・一―ジアミン (別名ニテンピラム)
- 二十三 (RS) 一―二―「三―クロロフェニル」―二・三―エポキシプロピル」―二―エチルインダン―一・三―ジオン (別名インダノファン)
- 二十四 (四 RS・五 RS) 一―五― (四―クロロフェニル) 一―N―シクロヘキシル―四―メチル―二―オキソ―一・三―チアゾリジン―三―カルボキサミド (別名ヘキシチアゾクス)
- 二十五 N― (四―クロロフェニル) 一―シクロヘキセン―一・二―ジカルボキサミド (別名クロルフタリム)
- 二十六 一― (四―クロロフェニル) 一―三― (二・六―ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名ジフルベンズロン)

二十七 四―「三―(四―クロロフェニル)―三―(三・四―ジメ
 トキシフェニル)アクリロイル」モルホリン(別名ジメトモ
 フ)
 二十八 二―(四―クロロフェニル)―二―(一H―一・二・四―
 トリアゾール―一―イルメチル)ヘキサニトリル(別名ミクロ
 ブタニル)
 二十九 四―クロロフェニル||二・四・五―トリクロロフェニル||
 スルホン(別名テトラジホン)
 三十 (RS)―四―(四―クロロフェニル)―二―フェニル―二
 ―(一H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル)ブチロ
 ニトリル(別名フェンブコナゾール)
 三十一 「二―」「三―(四―クロロフェニル)プロピル」―二・四
 ・四―トリメチル―一・三―オキサゾリジン―三―イル」(一H
 ―イミダゾール―一―イル)メタノン
 三十二 三―クロロ―一・二―プロパンジオール
 三十三 三―クロロ―二―メチル―一―プロペン
 三十四 (五―クロロ―二―メトキシ―四―メチルピリジン―三―
 イル)(二・三・四―トリメトキシ―六―メチルフェニル)メタ
 ノン(別名ピリオフェノン)
 三十五 酢酸ベンジル
 三十六 シアナミド
 三十七 (RS)―二―シアノ―N―「(R)―一―(二・四―ジ
 クロロフェニル)エチル」―三・三―ジメチルブチラミド(別名
 ジクロシメット)
 三十八 (RS)―アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル||
 N―(二―クロロ―アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオ
 ローパラ―トリル)―D―バリナート(別名フルバリネート)
 三十九 アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル||三―(二・
 二―ジクロロビニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボ

キシラート(別名シペルメトリン)
 四十 (S)―アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル||(一
 R・三S)―二・二―ジメチル―三―(一・二・二・二―テトラ
 ブロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメ
 トリン)
 四十一 (RS)―アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル||
 二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート
 (別名フェンプロパトリン)
 四十二 アルファ―シアノ―四―フルオロ―三―フェノキシベンジ
 ル||三―(二・二―ジクロロビニル)―二・二―ジメチルシクロ
 プロパンカルボキシラート(別名シフルトリン)
 四十三 一―「二―(シクロプロピルカルボニル)アニリノスルホ
 ニル」―三―(四・六―ジメトキシピリミジン―二―イル)尿素
 (別名シクロスルフアムロン)
 四十四 四―シクロプロピル―六―メチル―N―フェニルピリミジ
 ン―二―アミン(別名シプロジニル)
 四十五 N―(シクロヘキシルチオ)フタルイミド
 四十六 一―(三・五―ジクロロ―二・四―ジフルオロフェニル)
 一―三―(二・六―ジフルオロベンゾイル)尿素(別名テフルベン
 ズロン)
 四十七 一・三―ジクロロ―五・五―ジメチルイミダゾリジン―二
 ・四―ジオン
 四十八 N―(二・三―ジクロロ―四―ヒドロキシフェニル)―一
 ―メチルシクロヘキサニルカルボキサミド(別名フェンヘキサミ
 ド)
 四十九 (RS)―二―(二・四―ジクロロフェニル)―三―(一
 H―一・二・四―トリアゾール―一―イル)プロピル||一・一・
 二・二―テトラフルオロエチル||エーテル(別名テトラコナゾー
 ル)

五十 (RS) ー ー 「二・五」ジクロロ ー 四 ー (一・一・二・三
 ・三・三)ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル」 ー 三 ー (二・
 六)ジフルオロベンゾイル)尿素(別名ルフェヌロン)
 五十一 N・Nージシクロヘキシル ー 二 ー ベンゾチアゾールスルフ
 エンアミド
 五十二 ジチオリン酸 O・Oージエチル ー S ー (二 ー エチルチオエ
 チル) (別名エチルチオメトン又はジスルホトン)
 五十三 ジナトリウム ー 四 ー アミノ ー 三 ー 「四 ー (二・四)ジアミ
 ノフェニルアゾ) ー 一 ー ー ビフェニル ー 四 ー イルアゾ) ー 五 ー
 ヒドロキシ ー 六 ー フェニルアゾ ー 二 ー 七 ー ナフタレンジスルホナ
 ー ト (別名 C I ダイレクトブラック三十八)
 五十四 「三 ー (四・五)ジヒドロイソオキサゾール ー 三 ー イル)
 ー 四 ー メシル ー 二 ー メチルフェニル」 (五 ー ヒドロキシ ー 一 ー メ
 チルピラゾール ー 四 ー イル)メタノン
 五十五 ジフェニルエーテル
 五十六 一・三ージフェニルグアニジン
 五十七 二・四ージフルオロ ー 二 ー (三 ー トリフルオロメチルフェ
 ノキシ)ニコチンアニリド
 五十八 N・Nージメチルアニリン
 五十九 三・七ージメチルオクタ ー 一 ー 六 ー ジエン ー 三 ー イル ー 二
 セタート (別名酢酸リナリル)
 六十 (E) ー 三・七ージメチルオクタ ー 二 ー 六 ー ジエン ー 一 ー オ
 ー ル (別名ゲラニオール)
 六十一 S・Sージメチル ー 二 ー ジフルオロメチル ー 四 ー イソブチ
 ル ー 六 ー トリフルオロメチルピリジン ー 三・五 ー ジカルボチオア
 ー ト (別名ジチオピル)
 六十二 N・Nージメチルテトラデカン ー 一 ー アミン
 六十三 (RS) ー N ー 「二 ー (三・五)ジメチルフェノキシ) ー
 一 ー メチルエチル」 ー 六 ー (一 ー フルオロ ー 一 ー メチルエチル)

ー 一・三・五 ー トリアジン ー 二・四 ー ジアミン (別名トリアジフ
 ラム)
 六十四 二・二ージメチルブタン酸 ー 三 ー (二・四)ジクロロフェ
 ニル) ー 二 ー オキソ ー 一 ー オキサスピロ 「四・五」デカ ー 三 ー エ
 ン ー 四 ー イル (別名スピロジクロフェン)
 六十五 臭素
 六十六 臭素酸の水溶性塩
 六十七 チオリン酸 O ー 四 ー ブロモ ー 二 ー クロロフェニル ー O ー エ
 チル ー S ー プロピル (別名プロフェノホス)
 六十八 デカヒドロナフタレン
 六十九 三・六・九 ー トリアザウンデカン ー 一 ー 一 ー ジアミン
 (別名テトラエチレンペンタミン)
 七十 トリエチレンテトラミン
 七十一 一・三・五 ー トリス (二・三 ー エポキシプロピル) ー 一 ー
 三・五 ー トリアジン ー 二・四・六 (一 H・三 H・五 H) ー トリオ
 ン
 七十二 一・三・五 ー トリス 「三 ー (ジメチルアミノ)プロピル」
 ヘキサヒドロ ー 一・三・五 ー トリアジン
 七十三 二・四・六 ー トリニトロトルエン
 七十四 二・四・六 ー トリプロモフェノール
 七十五 (一 R・二 R・四 R) ー 一・七・七 ー トリメチルビシクロ
 「二・二・一」ヘプタン ー 二 ー イル ー 二 ー アセタート及び (一 S・二
 S・四 S) ー 一・七・七 ー トリメチルビシクロ 「二・二・一」ヘ
 プタン ー 二 ー イル ー 二 ー アセタートの混合物 (別名イソボルニル ー 二 ー
 セテート)
 七十六 三・五・五 ー トリメチル ー 一 ー ヘキサノール
 七十七 トルエンジアミン
 七十八 二アクリル酸ヘキサメチレン
 七十九 ニトロエタン

八十 オルトーニトロトルエン
 八十一 ノナン
 八十二 二・ニ・ビス(ブロモメチル)プロパン―一・三―ジオール(別名ジブromネオペンチルグリコール)
 八十三 ビス(一―メチル―一―フェニルエチル) Ⅱペルオキシド
 八十四 ビス(りん酸)三亜鉛
 八十五 四―ヒドロキシ安息香酸プロピル(別名パラオキシ安息香酸プロピル)
 八十六 二―ヒドロキシ安息香酸(Z)―一三―ヘキセニル
 八十七 四―ヒドロキシ安息香酸メチル
 八十八 二―ビニルピリジン
 八十九 二―フェノキシエチル Ⅱイソブチレート
 九十 フェノチアジン
 九十一 ブターニ―イン―一・四―ジオール
 九十二 フタル酸ジアリル
 九十三 フタル酸ジイソブチル
 九十四 フタル酸ジエチル
 九十五 フタル酸ジトリデシル
 九十六 N―ブチル―N―エチル―アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―二・六―ジニトロ―パラ―トルイジン(別名ベスロジン又はベンフルラリン)
 九十七 ブチル―二・三―エポキシプロピルエーテル
 九十八 三―(五―ターシャリーブチル―一・二―オキサゾール―三―イル)―一・一―ジメチル尿素(別名イソウロン)
 九十九 N―ブチルカルバミド酸 Ⅱ三―ヨード―二―プロピニル
 百 三―ターシャリーブチル―五―クロロ―六―メチルウラシル(別名ターバシル)
 百一 五―ターシャリーブチル―三―〔二・四―ジクロロ―五―(プロパーニ―イン―一―イルオキシ)フェニル〕―一・三・四

一オキサジアゾール―二(三H)―オン(別名オキサジアルギル)
 百二 一―(四―ターシャリーブチル―二・六―ジメチル―三・五―ジニトロフェニル)エタノン
 百三 ターシャリーブチル Ⅱ四―〔一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾル〕メチリデン〕アミノオキシ〕メチル〕ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)
 百四 一―ターシャリーブチル―一―(三・五―ジメチルベンゾイル)―二―(三―メトキシ―二―メチルベンゾイル)ヒドラジン(別名メトキシフェノジド)
 百五 ターシャリーブチル Ⅱヒドロペルオキシド
 百六 四―ターシャリーブチルフェノール
 百七 二―ターシャリーブチル―五―(四―ターシャリーブチルベンジルチオ)―四―クロロ―三(二H)―ピリダジノン(別名ピリダベン)
 百八 N―(四―ターシャリーブチルベンジル)―四―クロロ―三―エチル―一―メチルピラゾール―五―カルボキサミド(別名テブフェンピラド)
 百九 N―(ターシャリーブチル)―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド
 百十 フラン
 百十一 四―フルオロ―N―イソプロピル―二―(五―トリフルオロメチル―一・三・四―チアジアゾール―二―イルオキシ)アセトアニリド(別名フルフェナセツト)
 百十二 五―プロパン―一―イル―六―(二・五・八―トリオキサドデカン―一―イル)―一・三―ベンゾジオキソール(別名ピペロニルブトキシド)
 百十三 三―ブromo―一―(三―クロロピリジン―二―イル)―N―〔四―シアノ―二―メチル―六―(メチルカルバモイル)フェ

ニル〕—H—ピラゾール—五—カルボキサミド (別名シアント
 ラニリプロール)
 百十四 ヘキサフルオロプロペン
 百十五 ヘキサン酸エチル (別名カプロン酸エチル)
 百十六 二—ベンジリデンヘプタナール
 百十七 ベンゼン—一・二・四・五—テトラカルボン酸
 百十八 ホルムアミド
 百十九 無水マレイン酸
 百二十 メタクリル酸二・三—エポキシプロピル
 百二十一 メタクリル酸ブチル
 百二十二 メチル—三—クロロ—五— (四・六—ジメトキシ—二—
 ピリミジンルカルバモイルスルファモイル) —一—メチルピラゾ
 ール—四—カルボキシラート (別名ハロスルフロンメチル)
 百二十三 三—メチル—一・五—ジ (二・四—キシリル) —一・三
 ・五—トリアザペンタ—一・四—ジエン (別名アミトラズ)
 百二十四 二— (四—メチルシクロヘキサ—三—エン—一—イル)
 プロパン—二—イル—アセタート (別名酢酸テルピニル)
 百二十五 六—メチル—一・三—ジチオロ〔四・五—b〕キノキサ
 リン—二—オン
 百二十六 四—メチル—二・四—ジフェニルペンタ—一—エン
 百二十七 メチル—N・N—ジメチル—N—〔メチルカルバモイ
 ル〕オキシ〕—一—チオオキサマイミデート (別名オキサミル)
 百二十八 二—メチル—N—〔四—ニトロ—三— (トリフルオロメ
 チル) フェニル〕プロパンアミド (別名フルタミド)
 百二十九 一—メチル—一—フェニルエチル—ヒドロペルオキシド
 百三十 七—メチル—三—メチレンオクタ—一・六—ジエン (別名
 ミルセン)
 百三十一 二—メルカプトエタノール
 百三十二 二—メルカプトベンゾチアゾール

百三十三 ラクトニトリル
 百三十四 硫酸ジエチル

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則

平成一三・三・三〇
閣・財・文科・厚労・農
水・経産・国交・環令一

- 改正
平成一四・一・一一閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一
平成一五・一・三二閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一
平成一六・三・二六閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一
平成一七・三・二三閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一
平成二二・四・一 財・文科・厚労・農水・経産・国交・環 防衛令一
平成二七・七・一 財・文科・厚労・農水・経産・国交・環 防衛令一
令和元・六・二八 財・文科・厚労・農水・経産・国交・環 防衛令一
令和元・一二・一三財・文科・厚労・農水・経産・国交・環 防衛令二
令和二・六・一二 財・文科・厚労・農水・経産・国交・環 防衛令一
令和二・一二・二八財・文科・厚労・農水・経産・国交・環 防衛令二
令和四・三・三一 財・文科・厚労・農水・経産・国交・環 防衛令一

(用語)

第一条 この命令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(第一種指定化学物質の排出量の算出の方法)

第二条 法第五条第一項の第一種指定化学物質の排出量の算出の方

法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化学物質の排出量は、特定第一種指定化学物質（ダイオキシン類を除く。）にあつては特定第一種指定化学物質量、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあつては第一種指定化学物質量によつて算出するものとする。

一 第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法

二 当該事業所における排出物（環境に排出される物質をいう。以下この条において同じ。）に含まれる第一種指定化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法

三 製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に関する数値と当該第一種指定化学物質の排出量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法

四 蒸気圧、溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的・化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所における排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法

五 前各号に掲げるもののほか、当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法

(第一種指定化学物質の移動量の算出の方法)

第三条 法第五条第一項の第一種指定化学物質の移動量の算出の方

法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化

学物質の移動量は、特定第一種指定化学物質（ダイオキシン類を除く。）にあつては特定第一種指定化学物質量、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法施行規則第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあつては第一種指定化学物質量によつて算出するものとする。

一 第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法

二 当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法

三 製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に関する数値と当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法

四 溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的・化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法

五 前各号に掲げるもののほか、事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外に行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法

（排出量及び移動量の把握）

第四条 法第五条第一項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものと

する。

一 事業所ごとに、次に定める事項を把握すること。

イ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う第一種指定化学物質（当該年度に業として取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含み、特定第一種指定化学物質を除く。）であつて、その第一種指定化学物質量が一トン以上であるもの（へにおいて「把握対象第一種指定化学物質」という。）の排出量及び移動量

ロ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度に業として取り扱う製品に含有されるものを含む。）であつて、その特定第一種指定化学物質量が〇・五トン以上であるもの（へにおいて「把握対象特定第一種指定化学物質」という。）の排出量及び移動量

ハ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設が設置されている事業所（令第三条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）にあつては、鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第十九条第二号及び第二十条第二号の基準の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ニ 下水道終末処理施設が設置されている事業所にあつては、次に掲げる事項

(1) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条第一項（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

(2) 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定

化学物質の当該施設からの排出量

ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（へにおいて単に「処理施設」という。）が設置されている事業所（令第三条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）にあつては、次に掲げる事項

- (1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府令、厚生省令第一号）第一条第二項第十四号ハ（同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量
 - (2) ダイオキシンの類の当該施設（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府令、厚生省令第二号）第一条第三号の規定により水質検査を行うこととされているものに限る。）からの排出量
 - (3) 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量
 - (4) 大気汚染防止法第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量
- ヘ 処理施設が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する他の事業所（把握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質があるもの又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下へにおいて「特定その他事業所」という。）

において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。）にあつては、次に掲げる事項

- (1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第十四号ハ（同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質（当該事業所において特定その他事業所において生ずる廃棄物を処分している場合における当該特定その他事業所において把握対象第一種指定化学物質又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当するものに限る。）において特定把握対象第一種指定化学物質という。）の当該施設からの排出量
 - (2) 水質汚濁防止法第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる特定把握対象第一種指定化学物質の当該施設からの排出量
 - (3) 大気汚染防止法第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量
- ト ダイオキシンの類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設（チにおいて単に「特定施設」という。）が設置されている事業所にあつては、ダイオキシンの類の当該施設からの排出量及び移動量
- チ ダイオキシンの類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第一条各号列記以外の部分に規定する最終処分場（以下チにおいて単に「最終処分場」という。）が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する事業所に設置されている特定施設において生ずる廃棄物を処分する最終処分場が設置されているものに限る。）にあつては、ダイオキシンの類の当該最終処分場からの排出量

二 排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握すること。

イ 大気への排出

ロ 公共用水域への排出

ハ 当該事業所における土壌への排出（二に掲げるものを除く。）

二 当該事業所における埋立処分

三 移動量については、次に掲げる区分ごとの移動量を把握すること。

イ 下水道への移動

ロ 当該事業所の外への移動（イに掲げるものを除く。）

（届出の方法等）

第五条 法第五条第二項の規定による届出は、毎年度六月三十日までに、様式第一による届出書を提出して行わなければならない。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

2 二以上の業種に属する事業を行う事業所に係る法第五条第二項の規定による届出は、当該事業所における主たる事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

（届出事項）

第六条 法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 事業所において常時使用される従業員の数

四 事業所において行われる事業が属する業種

五 法第五条第一項の規定により排出量及び移動量を把握した第一種指定化学物質の名称並びに当該第一種指定化学物質に係る第四条第二号及び第三号に定める区分ごとの排出量及び移動量

（対応化学物質分類名）

第七条 法第六条第一項の対応化学物質分類名は別表の上欄に、各分類に属する第一種指定化学物質は同表の下欄に、それぞれ定めるとおりとする。

（対応化学物質分類名への変更等の請求の方法）

第八条 法第六条第一項の請求は、毎年度六月三十日までに、様式第一の届出書と併せて、様式第二による請求書及び当該請求書別紙に定める事項についての事実を証する書類を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

2 法第六条第八項の請求は、毎年度六月三十日までに、様式第三による請求書及び当該請求書別紙に定める事項についての事実を証する書類を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

3 二以上の業種に属する事業を行う事業所に係る法第六条第一項及び第八項の請求は、それぞれ当該事業を所管する大臣に対して

行わなければならない。

(都道府県知事が説明を求める方法)

第九条 都道府県知事は、法第七条第五項の規定により説明を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を主務大臣に提出して行わなければならない。

- 一 説明を求める事項に係る事業者名、事業所名及び対応化学物質分類名
- 二 主務大臣に対して求める説明の内容
- 三 説明を求める理由

(手数料を現金により納付できる場合)

第十条 令第八条第二項に規定する主務省令で定める場合は、主務大臣が、その事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を官報で公示した当該事務所において現金で納付する場合とする。

(電子情報処理組織を使用した届出の方法)

第十一条 法第五条第二項の規定による届出であつて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)第四条に規定する電子情報処理組織を使用して届出をしようとする者は、第五条第一項の規定にかかわらず、主務大臣が指定する電子計算機(第十三条第一項第一号において「指定電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な排出量等届出様式に記録すべき事項を主務大臣が定める技術的基準に適合する電子計算機(届出をしようとする者の使用に係るも

のに限る。)から入力しなければならない。

(事前の届出等)

第十二条 前条の電子情報処理組織を使用して法第五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第四による届出書を都道府県知事にあらかじめ提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。
- 3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、速やかに様式第五による届出書にその旨を記入し、都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないとき、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

(磁気ディスクによる届出等の方法)

第十三条 令第九条の規定により磁気ディスクにより届出等を行うとする者は、第五条第一項並びに第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記録した磁気ディスク及び様式第六による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

- 一 法第五条第二項の規定による届出をしようとする者 指定電子計算機に備えられたファイルから入手可能な排出量等届出様式に記録すべき事項
- 二 法第六条第一項の請求をしようとする者 主務大臣の使用に係る電子計算機(次号において「使用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な対応化学物質分類名変更請求様式に記録すべき事項
- 三 法第六条第八項の請求をしようとする者 使用電子計算機に

備えられたファイルから入手可能な対応化学物質分類名維持請求様式に記録すべき事項

- 2 前項の場合において、同項第二号又は第三号に掲げる者は、同項第二号又は第三号により記録した事項についての事実を証する情報を同項の磁気ディスクに記録し、又は当該事実を証する書類を主務大臣に提出しなければならない。

(磁気ディスクにはり付ける書面)

第十四条 前条の磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジに限る。）には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 事業所の名称
- 三 提出年月日

附 則

- 1 この命令は、法附則第一条第三号中法第五条第一項の規定の施行の日から施行する。ただし、第五条及び第六条の規定は、同号中法第五条第二項の規定の施行の日から施行する。
- 2 この命令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間において、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

附 則（平成一四・一・二一閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一）

この命令は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行の日（平成十四年一月十二日）から施行する。

附 則（平成一五・一・三一閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一）

この命令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附 則（平成一六・三・二六閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一）

この命令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一七・三・二二閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一）

この命令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二二・四・一財・文科・厚労・農水・経産・国交・防衛令一）

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二七・七・一財・文科・厚労・農水・経産・国交・環・防衛令一）

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和元・六・二八財・文科・厚労・農水・経産・国交・環・防衛令一）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元・二・二三財・文科・厚労・農水・経産・国交・環・防衛令二）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和二・六・一二財・文科・厚労・農水・経産・国交・環・防衛令一）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二・一二・二八財・文科・厚労・農水・経産・国交・環・防衛令二）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）「以下略」

附 則（令和四・三・三一財・文科・厚労・農水・経産・国交・環・防衛令一）

（施行期日）

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定並びに次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和三年度における特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握については、この省令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第四条第一号二(2)、ホ(4)及び(3)の規定は、適用しない。

3 施行規則様式第一の規定は、令和六年度以降における法第五条第二項の規定による届出について、施行規則別表の規定は、令和六年度以降における当該届出に係る法第六条第一項の規定による請求について、それぞれ適用し、令和五年度における法第五条第二項の規定による届出及び当該届出に係る法第六条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

（届出の方法等に関する暫定措置）

4 令和四年度から令和六年度までの間においては、施行規則第五

条第一項中「六月三十日まで」とあるのは、「六月三十日まで（第十一条の規定により同条の電子情報処理組織を使用して届出を行うときは、七月三十一日まで）」とする。

別表（第七条関係）

対応化学物質分類名	上欄の分類に属する第一種指定化学物質
第一分類（無機化合物及び有機金属化合物）	令別表第一第一号、第四十八号、第五十一号、第六十二号、第九十一号、第九十七号、第九十九号、第一百五号、第一百十一号、第一百十二号、第一百五十六号、第一百十四号、第一百七十二号、第二百七十四号、第二百七十六号、第二百七十七号、第二百七十九号から第二百八十一号まで、第二百八十三号、第三百十一号、第三百十四号、第三百五十三号から第三百五十五号まで、第三百六十一号、第三百六十三号、第三百七十五号、第三百七十八号、第三百七十九号、第四百十四号、第四百四十四号、第四百四十五号、第四百五十八号、第四百六十五号、第五百五号及び第五百八号に掲げる第一種指定化学物質
第二分類（鎖状炭化水素化合物及びハロゲン化鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第五十四号、第八十九号、第九十号、第二百十号、第二百二十九号、第三百三十号、第三百三十七号、第三百三十八号、第三百四十七号、第三百五十号、第三百五十一号、第三百五十四号、第三百七十一号、第三百八十一号から第三百八十三号まで、第三百八十七号、第三百八十九号、第三百九十

	<p>第三分類（アミン系、ニトロ系、アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する鎖状炭化水素化合物）</p>
<p>号、第二百二号、第二百四号、第二百六号、第二百七号、第二百十二号、第二百十三号、第二百三十五号、第二百三十六号、第二百三十八号、第三百号、第三百一号、第三百四号、第三百二十三号から第三百二十六号まで、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十七号、第三百四十三号、第三百九十三号、第四百二十号、第四百二十三号、第四百二十四号、第四百二十七号から第四百二十九号まで、第四百三十六号、第四百三十九号及び第四百四十二号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>令別表第一第十二号、第十五号、第十七号、第二十一号、第二十八号、第二十九号、第三十四号、第三十七号から第四十一号まで、第六十七号、第七十五号から第七十九号まで、第八十六号から第八十八号まで、第九十四号、第一百七号、第一百九号、第一百六十六号、第一百七十号、第二百五号、第二百二十四号、第二百四十五号、第二百四十八号から第二百五十号まで、第二百五十二号、第二百五十三号、第二百六十七号、第二百九十四号、第三百七号、第三百十五号、第三百十六号、第三百二十号から第三百二十二号まで、第三百二十七号、第三百三十五号、第三百三十八号、第三百三十九号、第三百四十一号、第三百六十号、第三百六十二</p>

<p>第四分類（カルボン酸系又はその誘導体の構造を有する鎖状炭化水素化合物）</p>		<p>第五分類（その他の鎖状炭化水素化合物）</p>
<p>号、第三百六十四号、第三百六十五号、第四百十五号、第四百十六号、第四百三十一号、第四百三十四号、第四百六十一号、第四百六十四号、第四百七十二号、第四百八十一号、第四百九十号、第五百一号及び第五百四号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>令別表第一第二号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十八号、第三十二号、第三十三号、第三十五号、第三十六号、第六十一号、第八十号、第九十八号、第一百二十三号、第一百五十七号から第一百六十号まで、第一百六十二号、第二百三十七号、第二百四十二号、第二百四十七号、第二百六十四号、第三百五号、第三百八号、第三百十七号、第三百五十六号、第三百六十八号、第三百七十六号、第四百号、第四百三十七号、第四百四十六号、第四百六十六号、第四百六十八号、第四百六十九号、第四百七十四号、第四百八十四号及び第四百九十四号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>令別表第一第四十六号、第八十一号、第八十二号、第一百号、第一百八号、第一百七十四号、第二百一十一号、第二百二十二号、第二百五十五号、第二百四十一号、第二百五十四号、第二百八十四号、第二百九十七号、第三百九号、第三百十八号、第三百四十八号、第三百七十号、第</p>

<p>第六分類（単環炭化水素化合物及びハロゲン化単環炭化水素化合物）</p>	<p>第七分類（アミン系、ニトロ系又はアゾ系の構造を有する単環炭化水素化合物）</p>	<p>第八分類（アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する単環炭化水素化合物）</p>
<p>三百七十一号、第三百七十七号、第三百八十号、第四百十九号、第四百三十五号、第四百四十七号、第四百六十三号、第四百七十一号、第四百七十九号、第四百八十号、第五百六号、第五百七号、第五百十号から第五百十二号まで及び第五百十五号に掲げる第一種指定化学物質</p> <p>令別表第一第七十三号、第三百三十三号、第六号、第四百十九号、第二百八号、第二百七十五号、第三百三十二号、第三百四十二号、第三百四十七号、第四百四十八号、第四百五十号、第四百五十二号及び第四百八十二号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>令別表第一第二十号、第四十四号、第七十号、第一百十三号、第一百十八号、第一百九号、第二百二十四号、第二百二十五号、第二百八十号、第二百九十七号、第二百号、第二百二十七号、第二百二十九号、第二百六十号、第三百三十六号、第三百四十六号、第三百五十七号から第三百五十九号まで及び第三百九十号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>令別表第一第二十四号、第二十五号、第三十一号、第四十二号、第四十三号、第五十七号、第五十八号、第八十四号、第八十五号、第九十五号、第一百一号、第一百二号、第一百十号、第二百二十七号、第二百四十六号、第三百六十三号、第二百一号、第</p>

<p>第九分類（カルボン酸系、硫黄酸系、窒素酸系、炭酸系若しくはシアン酸系又はこれらの誘導体の構造を有する単環炭化水素化合物及び脂環式単環炭化水素化合物）</p>	<p>（この欄は空白です）</p>
<p>二百二十八号、第二百三十二号、第二百四十号、第二百九十五号、第三百二十九号、第三百八十一号、第三百八十七号、第三百九十一号、第四百十号から第四百十二号まで第四百十九号、第四百五十一号、第四百五十七号、第四百六十一号、第四百六十二号及び第四百九十九号に掲げる第一種指定化学物質</p> <p>令別表第一第四十五号、第四十七号、第五十二号、第五十三号、第五十六号、第六十号、第六十五号、第七十二号、第九十三号、第一百三十九号、第四百四十八号、第四百六十一号、第四百六十八号、第四百七十六号、第四百七十八号、第四百七十九号、第四百八十八号、第四百九十一号、第二百一十一号、第二百十四号、第二百十六号、第二百四十六号、第二百六十三号、第二百六十六号、第二百七十一号、第二百九十八号、第三百三十三号、第三百六号、第三百一十二号、第三百十三号、第三百四十号、第三百四十五号、第三百五十号、第三百八十二号、第三百九十二号、第三百九十四号から第三百九十七号まで、第四百一号、第四百三十三号、第四百五号、第四百六号、第四百十三号、第四百十七号、第四百三十八号、第四百五十三号、第四百六十七号、第四百七十三号、第四百七十七号、第四百八十五号、第四百九十三号、第四百九十五号、第四百九十六号、第五</p>	<p>（この欄は空白です）</p>

	第十分類（その他の単環炭化水素化合物）	百号及び第五百二号に掲げる第一種指定化学物質 令別表第一第六十八号、第六十九号、第七百九十二号、第二百十九号、第二百三十四号、第二百五十七号、第二百七十号、第二百八十五号、第二百八十九号から第二百九十一号まで、第四百四号、第五百九号、第五百十三号及び第五百十四号に掲げる第一種指定化学物質
第十一分類（多環炭化水素化合物）	令別表第一第十九号、第四十九号、第五十号、第五十五号、第五十九号、第六十三号、第六十五号、第六十六号、第六十七号、第七十七号、第八十六号、第二百十七号、第二百四十四号、第二百五十六号、第二百六十五号、第二百七十三号、第三百十号、第三百三十四号、第三百五十一号、第三百五十二号、第三百八十三号、第三百八十八号、第四百九号、第四百四十号、第四百五十六号、第四百五十九号、第四百七十六号、第四百八十六号、第四百九十二号、第四百九十七号及び第四百九十八号に掲げる第一種指定化学物質	百号、第八十四号、第八十五号、第九十三号から第九十六号まで、第九十八号、第二百三十三号、第二百三十九号、第二百四十一号、第二百五十八号、第二百五十九号、第二百六十一号、第二百六十二号、第二百八十八号、第二百九十九号、第三百二号、第三百三十三号、第三百四十四号、第三百八十五号、第三百八十九号、第四百二二号、第四百七号、第四百八号、第四百十八号、第四百二十一号、第四百二十六号、第四百四十一号、第四百四十三号、第四百五十四号、第四百五十五号、第四百七十五号、第四百八十七号、第四百八十九号及び第四百九十一号に掲げる第一種指定化学物質
第十二分類（三原子環から五原子環までの複素環化合物）	令別表第一第二十三号、第三十号、第七十四号、第十七号、第二百二十二号、第二百二十六号、第二百二十八号、第三百一十一号から第三百三十三号まで、第三百三十一号、第三百四十四号、第三百四十五号、第三百五十二号、第三百六十九号、第三百七十五号	令別表第一第十六号、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第六十四号、第六十六号、第七十一号、第八十三号、第九十二号、第九十六号、第一百四号、第一百四号から第一百十六号まで、第二百一十一号、第二百三十四号、第三百三十五号、第四百十号から第四百十三号まで、第五百十五号、第六十七号、第七十二号、第七十三号、第七十三号、第九十九号、第二百十五号、第二百二十三号、第二百二十六号、第二百四十三号、第二百五十五号、第二

第十三分類（その他の複素環化合物）	令別表第一第十六号、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第六十四号、第六十六号、第七十一号、第八十三号、第九十二号、第九十六号、第一百四号、第一百四号から第一百十六号まで、第二百一十一号、第二百三十四号、第三百三十五号、第四百十号から第四百十三号まで、第五百十五号、第六十七号、第七十二号、第七十三号、第七十三号、第九十九号、第二百十五号、第二百二十三号、第二百二十六号、第二百四十三号、第二百五十五号、第二
-------------------	--

百六十八号、第二百六十九号、第二百七十八号、第二百八十二号、第二百八十六号、第二百八十七号、第二百九十二号、第二百九十三号、第二百九十六号、第三百十九号、第三百二十八号、第三百四十九号、第三百六十六号、第三百六十七号、第三百六十九号、第三百七十二号から第三百七十四号まで、第三百八十四号、第三百八十六号、第三百九十八号、第三百九十九号、第四百二十二号、第四百二十五号、第四百三十号、第四百三十二号、第四百三十三号、第四百七十号、第四百七十八号、第四百八十三号、第四百八十八号及び第五百三号に掲げる第一種指定化学物質

様式第1（第5条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣（都道府県知事）殿

届出者 ^(ふりがな) 住 所 〒
^(ふりがな) 氏 名
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	^(ふりがな) 事業者の名称	
	法人番号		
	前回の届出における名称		
	^(ふりがな) 事業所の名称	
	前回の届出における名称		
	事業所の所在地 ^(ふりがな)		〒 ー 都道府県 市区町村
事業所において常時使用される従業員の数			人
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名		業種コード
	主たる事業	
	従たる事業	
第一種指定化学物質の排出量及び移動量			別紙番号1～ のとおり
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）			1. 有 2. 無
担当者 (問い合わせ先)	部 署		
	^(ふりがな) 氏 名	
	電話番号		
	電子メールアドレス	
※受理日	年 月 日	※整理番号	

- 備考1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
 2 法人番号の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、当該法人番号を記載すること。法人番号がない場合は空欄とすること。
 3 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 4 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日）における当該事業所の人数を記載すること。
 5 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
 6 担当者の欄には、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。
 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。

（二次元コード記載欄）

別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称						
第一種指定化学物質の管理番号						単位 kg mg-T E Q (ダイオキシン類の場合)
排出量	イ 大気への排出					排出先の河川、湖沼、海域等の名称 〔 〕
	ロ 公共用水域への排出					
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)					埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
	ニ 当該事業所における埋立処分					
移動量	イ 下水道への移動					移動先の下水道終末処理施設の名称 〔 〕
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)					当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類 廃棄物の処理方法(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・熔融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分 廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他
	※整理番号					

- 備考1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄には、第一種指定化学物質の管理番号の順に付した通し番号を記載すること。管理番号は「P R T R届出の手引き」を参考とすること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名)を記載すること。
 4 第一種指定化学物質の管理番号の欄には、当該第一種指定化学物質の管理番号を記載すること。管理番号は、「P R T R届出の手引き」を参考とすること。
 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあつては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 7 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 8 ※の欄には、記載しないこと。
 9 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本産業規格X 0 5 1 0に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

様式第 2 (第 8 条関係)

※受理日	年 月 日
※整理番号	
※結果	
※決定番号	

対応化学物質分類名への変更の請求書

年 月 日

主務大臣 殿

(ふりがな)
 申請者 住 所 〒
 (ふりがな)
 氏 名
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、次の第一種指定化学物質の名称について、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、対応化学物質分類名によって経済産業大臣及び環境大臣に通知することを請求します。

第一種指定化学物質の名称			
号 番 号			
対応化学物質分類名	第		分類 ()

なお、本請求については、以下のとおり、昨年度以前に同様の請求を行い認められた実績があります。

決 定 番 号																				

(理由)
 別紙のとおり、申請者においては、当該第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないもの(以下「秘密情報」といいます。)に該当すると考えられます。

- 備考
- ※の欄には、記載しないこと。
 - 号番号の欄には令別表第一における該当する号の番号を記載し、対応化学物質分類名の欄には規則別表における該当する名称を記載すること。
 - 「決定番号」欄には、請求が認められた際に主務大臣から通知された番号を記載すること。また、認められた実績がない場合は記載しないこと。
 - 別紙中の各項目について、事実を証する書類を添付すること。
 - 請求書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(別紙)

第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密情報に該当する理由

1. 第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、秘密とされる情報が他の事業者等に知られてしまう可能性があることの証明

イ. 第一種指定化学物質が含有される製品の構成、第一種指定化学物質が使用される形態及び秘密とされる情報の詳細

ロ. 請求に係る事業所において製造・加工する製品及び化学物質を取り扱う工程等の状況

ハ. その他、第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、当該情報が他の事業者等に知られてしまう特段の事情

2. 秘密として管理されていることの証明

イ. 秘密とされる情報を含む書面等を秘密と分かるように適切に管理していることの証明

ロ. 従業員等が当該情報を適切に管理する体制を整備していることの証明

ハ. 従業員等以外の者が当該情報を扱う場合、秘密保持契約の締結等の措置を講じていることの証明

3. 生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であることの証明

イ. 秘密とされる情報が事業活動に役立つ技術上の価値を持つと客観的に認められることの証明

ロ. 当該情報が他の事業者等に知られると、請求事業者の競争上の地位が直接に害されると想定されることの証明

4. 公然と知られていないことの証明

イ. 秘密とされる情報が、文献による公表又は特許の取得等によって既に一般に公開されている場合は、その状況

ロ. 法令や条例に基づき、当該情報が開示されたことがある場合は、その状況

(根拠法令名) : (開示決定年月日) : 年 月 日

ハ. その他、当該情報が分析等により容易に入手可能な状態に置かれていないことの証明

様式第3（第8条関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	
※結果	
※決定番号	

対応化学物質分類名の維持の請求書

年 月 日

主務大臣 殿

(ふりがな)
 申請者 住 所 〒
 (ふりがな)
 氏 名
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条第8項の規定により、次の対応化学物質分類名を維持することを請求します。

第一種指定化学物質の名称			
号 番 号			
対応化学物質分類名	第		分類 ()

決 定 番 号														

(理由)
 別紙のとおり、申請者においては、当該第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないもの（以下「秘密情報」といいます。）に該当すると考えられます。

- 備考
- 1 ※の欄には、記載しないこと。
 - 2 号番号の欄には令別表第一における該当する号の番号を記載し、対応化学物質分類名の欄には、規則別表における該当する名称を記載すること。
 - 3 「決定番号」欄には、請求が認められた際に主務大臣から通知された番号を記載すること。
 - 4 別紙中の各項目について、事実を証する書類を添付すること。
 - 5 請求書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙)

第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密情報に該当する理由

1. 第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、秘密とされる情報が他の事業者等に知られてしまう可能性があることの証明
イ. 第一種指定化学物質が含有される製品の構成、第一種指定化学物質が使用される形態及び秘密とされる情報の詳細
ロ. 請求に係る事業所において製造・加工する製品及び化学物質を取り扱う工程等の状況
ハ. その他、第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、当該情報が他の事業者等に知られてしまう特段の事情
2. 秘密として管理されていることの証明
イ. 秘密とされる情報を含む書面等を秘密と分かるように適切に管理していることの証明
ロ. 従業員等が当該情報を適切に管理する体制を整備していることの証明
ハ. 従業員等以外の者が当該情報を扱う場合、秘密保持契約の締結等の措置を講じていることの証明

3. 生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であることの証明

イ. 秘密とされる情報が事業活動に役立つ技術上の価値を持つと客観的に認められることの証明

ロ. 当該情報が他の事業者等に知られると、請求事業者の競争上の地位が直接に害されると想定されることの証明

4. 公然と知られていないことの証明

イ. 秘密とされる情報が、文献による公表又は特許の取得等によって既に一般に公開されている場合は、その状況

ロ. 法令や条例に基づき、当該情報が開示されたことがある場合は、その状況

(根拠法令名) : (開示決定年月日) : 年 月 日

ハ. その他、当該情報が分析等により容易に入手可能な状態に置かれていないことの証明

様式第 4 (第12条関係)

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

(ふりがな)
届出者 住所 〒
(ふりがな)
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

記

担当者 (連絡及び問い合わせ先)	(ふりがな) 氏 名
	部 署	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※識別番号		

(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)

(ふりがな) 事業所の 名 称
所在地 (ふりがな)	〒 ー 都道府県 市区町村

- 備考
- 1 同一の都道府県内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次葉を使用すること。
 - 2 法人にあつては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 - 3 ※の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 5 (第 12 条 関係)

電子情報処理組織変更 (廃止) 届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

(ふりがな)
届出者 住 所 〒
(ふりがな)
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

識別番号	
------	--

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第 12 条第 3 項の規定により、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を変更 (廃止) することとなりましたので、届け出ます。

1. 変更の内容
2. 変更 (廃止) の年月日

- 備考
- 1 本届出書は、届出に使用する通信用電話番号ごとに作成すること。
 - 2 該当事項がない欄は、記載しないこと。
 - 3 届出書の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 6 (第 13 条 関係)

※受理日	年 月 日
※整理番号	

磁気ディスク提出票

年 月 日

主 務 大 臣
殿
都 道 府 県 知 事

提出者 (ふりがな) 住 所 〒
(ふりがな) 氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

担当者 部 署
(問い合わせ先) (ふりがな) 氏 名

電話番号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定による届出 (第 6 条第 1 項の規定による請求) (第 6 条第 8 項の規定による請求) に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項 (及び事実を証する情報) を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。
本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1. 磁気ディスクに記録された事項
- 2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 宛先の欄には、法第 5 条第 2 項の規定による届出にあつては都道府県知事、法第 6 条第 1 項又は第 8 項の請求にあつては主務大臣を記載する。
 - 2 「磁気ディスクに記録された事項」の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 3 「磁気ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出 (又は請求) の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
 - 4 該当事項がない欄は、記載しないこと。
 - 5 提出票の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

○第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める
省令

〔平成一四・一・一一〕
経産・環令一

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」という。)及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第百三十八号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(届出事項のファイルへの記録の方法)

第二条 法第八条第一項の規定によるファイルへの記録は、電子計算機によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、経済産業大臣及び環境大臣が定める。

(届出事項の通知の方法)

第三条 法第八条第二項の規定による主務大臣及び都道府県知事への通知は、同条第一項の規定により当該年度にファイルに記録された事項のうち、主務大臣については当該主務大臣が所管する事業を行う事業所に係るものを、都道府県知事については当該都道府県知事が管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものをそれぞれ磁気ディスクに複写したものの交付により行うものとする。

(届出事項の集計の方法)

第四条 法第八条第三項の規定によるファイル記録事項の集計は、フ

ァイル記録事項を第一種指定化学物質の名称及び対応化学物質分類名(以下「物質名」という。)ごとに集計するとともに、当該物質名について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

- 一 都道府県
- 二 業種
- 三 都道府県及び業種
- 四 業種及び事業所において常時使用される従業員の数の区分
- 五 都道府県、業種及び前号の従業員の数の区分

(届け出られた排出量以外の排出量の算出事項)

第五条 法第九条第一項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 令第三条各号に掲げる業種に属する事業を営む事業者の事業活動に伴って環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量(法第五条第二項の規定により届け出られたもの及び第四号に掲げるものを除く。)
- 二 令第三条各号に掲げる業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者の事業活動に伴って環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量(第四号に掲げるものを除く。)
- 三 家庭から環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量(次号に掲げるものを除く。)
- 四 移動体から環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量

(届け出られた排出量以外の排出量の集計方法)

第六条 法第九条第二項の規定による集計は、同条第一項の規定により算出した排出量を第一種指定化学物質の名称ごとに集計するとともに、当該第一種指定化学物質の名称について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

- 一 都道府県
- 二 経済産業大臣及び環境大臣が別に定める移動体の区分
- 三 都道府県及び前号の移動体の区分

附 則

この省令は、法附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行の日（平成十四年一月十二日）から施行する。

○指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令

平成二二・二二・二二
通 令 四 〇 一

改正 平成十二・一二・二二通令四〇二 平成二二・四・三〇経産令二七

平成二四・四・二〇経産令三六

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法）

第二条 法第十四条第一項及び第二項の経済産業省令で定める方法は、ファクシミリ装置を用いた送信その他の方法であつて、その方法により提供することについて指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方が承諾したものとす。

（提供しなければならない情報）

第三条 指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（以下「性状取扱情報」という。）に次の事項を含めなければならない。

一 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項

ア 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化

学物質である場合 次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称

(2) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く。）、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別

イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 次の(1)から(4)までに掲げる事項

(1) 当該製品の名称

(2) 当該製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質（以下「含有指定化学物質」という。）の名称（当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の質量（以下「第二種指定化学物質」という。）の割合が一パーセント以上のもの及び当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上のものに限る。）

(3) 含有指定化学物質の第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く。）、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別

(4) 当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質質量、特定第一種指定化学物質質量又は第二種指定化学物質質量のそれぞれの割合

二 当該指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先

三 当該指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急処置

四 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置

五 当該指定化学物質等が漏出した際に必要な措置

- 六 当該指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意
 - 七 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置
 - 八 当該指定化学物質等の物理的・化学的性状
 - 九 当該指定化学物質等の安定性及び反応性
 - 十 当該指定化学物質等の有害性
 - 十一 当該指定化学物質等の環境影響
 - 十二 前二号に定める事項の内容の要約
 - 十三 当該指定化学物質等の廃棄上の注意
 - 十四 当該指定化学物質等の輸送上の注意
 - 十五 当該指定化学物質等について適用される法令
 - 十六 前各号に掲げるもののほか、当該指定化学物質等取扱事業者が必要と認める事項
- (第三条各号に定める事項の記載の方法)
- 第四条 指定化学物質等取扱事業者は、前条の性状取扱情報について、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）Z七二五三に適合する記載（法第十三条第一項又は第二項の規定により磁気ディスクをもって提供する情報にあつては、記録）を行うよう努めるものとする。
- 2 第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することを含む。次項において同じ。）するものとする。
 - 3 第三条第一号イ(4)に定める当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質量又は第二種指定化学物質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載するものとする。

(表示)

第五条 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合において、性状取扱情報を提供する際は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ包装して、譲渡し、又は提供する時にあつては、その容器）に次に掲げるものについて日本工業規格Z七二五三に適合する表示を行うよう努めるものとする。

- 一 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項
 - ア 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称
 - イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 当該製品の名称
- 二 当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響
- 三 当該指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意
- 四 当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示
- 五 表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 六 注意喚起語

(性状取扱情報の提供が必要となる場合)

第六条 性状取扱情報の提供は、指定化学物質等を譲渡し、又は提供するごとに行わなければならない。

2 前項の規定は、同一の事業者に対し同種の指定化学物質等を継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において既に当該指定化学物質等に関する性状取扱情報の提供が行われているときは、適

用しない。ただし、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方から当該指定化学物質等に関する性状取扱情報の提供を求められたときは、この限りではない。

附則

- 1 この省令は、法附則第一条第二号の規定の施行の日（平成十三年一月一日）から施行する。
- 2 法附則第一条第三号の規定の施行の日までの間に指定化学物質等を譲渡し、又は提供する指定化学物質等取扱事業者については、法第十五条各項の措置は適用しない。

附則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。ただし、法第二条第五項に規定する第一種指定化学物質を含有する製品であつて政令で定める要件に該当するもの及び同条第六項に規定する第二種指定化学物質を含有する製品であつて政令で定める要件に該当するものに対するこの省令による改正後の指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（以下「新省令」という。）第四条第一項及び第五条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 新省令の規定は、この省令の施行前に法第十四条第一項又は二項の規定に基づき指定化学物質等取扱事業者により譲渡又は提供された指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報については、

なお従前の例による。

○指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

平成二一・三・三〇
環・通告一

改正 平成二四・四・二〇経・環告七 令和四・一一・四経・環告十

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第一項の規定に基づき、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針を定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

本指針は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置を定めるものである。

指定化学物質等取扱事業者は、化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守することはもとより、本指針に留意して、事業所における指定化学物質等の取扱い実態等に即した方法により、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

なお、本指針においては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）の定義に従うほか、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質を「指定化学物質」というものとする。

第一 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項

一 化学物質の管理の体系化

(1) 化学物質管理の方針

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の管理の改善を図るための化学物質管理の方針（以下「方針」という。）を定めること。

(2) 管理計画の策定

指定化学物質等取扱事業者は、上記(1)により定めた方針に即して、指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標を設定するとともに、これを達成する時期及び具体的方策を定めた管理計画（以下「管理計画」という。）を策定すること。

(3) 管理計画の実施

ア 組織体制の整備

指定化学物質等取扱事業者は、管理計画を確実かつ円滑に実施するため、指定化学物質等を取り扱う事業所及び事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる事業所において、管理計画の実施に明確な責任を持ち、当該計画に盛り込まれた措置の実施の権限が与えられた責任者及び担当者を指名すること等により管理責任を明確化すること等により、環境安全部門、購買部門、製造部門等全ての関係する部門において計画に盛り込まれた措置が確実に実施される体制を整備すること。

イ 作業要領の策定

指定化学物質等取扱事業者は、管理計画を実施するために必要な指定化学物質等の管理に係る措置の内容を具体的に定めた作業要領（以下「作業要領」という。）を策定すること。

ウ 教育、訓練の実施

指定化学物質等取扱事業者は、化学物質の管理の改善を促

進し、環境の保全上の支障を未然に防止することの重要性を踏まえ、方針、管理計画及び作業要領を周知徹底するとともに、これらの確実かつ円滑な達成又は実施を確保するため、指定化学物質等を取り扱う者、指定化学物質を排出する工程に従事する者及び管理部門の従事者等全ての関係者に対して、その内容に係る教育、訓練を継続的に実施すること。

エ 他の事業者との連携

指定化学物質等取扱事業者は、他の指定化学物質等取扱事業者から、指定化学物質等の適切な取扱い等に関する情報の提供等の要請があった場合には、適切な情報の提供等を行うよう努めること。

(4) 管理の状況の評価及び方針等の見直し

指定化学物質等取扱事業者は、方針、管理計画及び作業要領に照らして指定化学物質等の管理の状況についての評価を実施するための手順及び体制を確立するとともに、当該評価の結果を方針、管理計画及び作業要領並びに実施体制に反映させることにより、これらの継続的な見直しの実施に努めること。

(5) その他配慮すべき事項

ア 地方公共団体との連携

指定化学物質等取扱事業者は、事業所における指定化学物質等の管理の状況について、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体に適切な情報の提供を行うよう努めること。

イ 災害による被害の防止に係る平時からの取組

指定化学物質等取扱事業者は、災害発生時における指定化学物質等の漏えいを未然に防止するため、具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること。

二 情報の収集、整理等

(1) 指定化学物質等の取扱量等の把握

指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質の排出量

及び移動量を把握し、及び指定化学物質等の管理の改善に資するため、指定化学物質等の取扱量等（製造量、使用量、貯蔵・保管量等）並びに指定化学物質等を取り扱う施設及び設備の設置、運転等の状況を把握すること。

(2) 指定化学物質等及び管理技術等に関する情報の収集

指定化学物質等取扱事業者は、利用可能な文献、データベース等を活用することにより、自ら取り扱う指定化学物質等の性状及び取扱い並びにその管理の改善のための技術及び手法に関する情報の収集に努めること。また、当該情報を利用することにより、必要な管理対策を実施すること。

三 管理対策の実施

指定化学物質等取扱事業者は、上記二により把握、又は収集した情報に基づいて、取り扱う指定化学物質について、その有害性、物理的・化学的性状、排出量並びに排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、以下の管理対策の実施に取り組むこと。

(1) 設備点検等の実施

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う場合には、作業要領に従って適正に作業を実施するとともに、指定化学物質等を取り扱う施設及び設備の損傷、腐食等による指定化学物質の漏えいの有無等について定期的に点検し、その結果異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずること。

(2) 指定化学物質を含有する廃棄物の管理

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質を含有する廃棄物の発生抑制等に努めるとともに、廃棄物が運搬されるまでの間は、適正に保管すること。また、当該廃棄物の処理を委託する場合にあつては、必要な情報を委託業者に提供すること。

(3) 設備の改善等による排出の抑制

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う施設及び設備について、下記事項に留意しつつ、取り扱う指定化学物質等の性状及び事業所における取扱い実態に即して漏えい、揮発、浸透等に対する措置を講ずることにより、指定化学物質の大気、水及び土壌への排出の抑制に努めること。

ア 水及び土壌への浸透等の防止構造

指定化学物質等の取扱いに係る施設の床面は、指定化学物質の水及び土壌への浸透を防止することができるよう、適切な不透水性の材質とすること。また、必要に応じ指定化学物質の性状に応じた被覆処理を行う等の浸透防止措置を講ずること。さらに、取り扱う指定化学物質等の量及び態様に応じて、施設の周囲に防液堤、側溝を設置すること等により、指定化学物質の水及び土壌への流出を防止するための適切な措置を講ずること。

イ 大気への揮発等による排出の抑制構造

揮発性の高い指定化学物質等の取扱いにおいて、揮発又は飛散により指定化学物質が大気へ排出されるおそれがある場合には、設備等の密閉構造化等により指定化学物質の大気への排出を抑制するための適切な措置を講ずること。

ウ 排ガス処理設備又は排水処理設備の設置

燃焼、揮発等により指定化学物質が大気へ排出され、又は排水等に含まれて水等へ排出される場合には、その排出量、濃度等の状況に応じ、必要に応じて排ガス処理設備又は排水処理設備を設置するよう努めること。

エ 指定化学物質等の取扱いに係る施設及び設備の維持及び管理

指定化学物質等の取扱いに係る施設及び設備（配管等を含む。）は、地上に設置する等、その維持及び管理が容易に実施できる構造とすること。

(4) 主たる工程に応じた対策の実施

指定化学物質等取扱事業者は、次に示す主たる工程ごとの対応事項に留意しつつ、事業所における取扱い工程を見直し、(1)から(3)までに掲げる対策その他の指定化学物質の排出の抑制に必要な対策の実施に努めること。

ア 貯蔵（入出荷、移送、分配を含む。）工程

指定化学物質を含む原燃料、製品等の貯蔵、移送又は分配を行う場合においては、貯蔵施設、移送設備等からの漏えい、飛散、揮発等による指定化学物質の環境への排出を抑制するため、貯蔵タンク等の施設及び設備の密閉化、物質の入出荷ロスの防止その他の必要な措置を講ずること。

特に、揮発性が高い物質を取り扱う場合には、還流装置（ベーパーリターンライン）の設置、浮屋根式構造を有する貯蔵設備の設置その他の必要な措置を講ずること。

イ 製造（反応、混合、熱処理等）工程

反応、混合、熱処理等の工程において、指定化学物質又は指定化学物質を含む原材料及び製品を取り扱う場合には、反応槽、混合槽等の装置からの揮発又は漏えい、排水に含まれる排出、バルブやフランジ等からの漏えい等による指定化学物質の環境への排出を抑制するため、反応装置等の密閉構造化、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

ウ 機械加工工程

切削、研磨、粉砕、押し出し等の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む原材料からの発じん、潤滑油、切削油剤等の漏えい、揮発等による指定化学物質の環境への排出を抑制するため、集じん装置等の設置、潤滑部の密閉化その他の必要な措置を講ずること。

エ 脱脂工程及び洗浄工程

製品の脱脂又は洗浄の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む脱脂剤又は洗浄剤からの揮発等による大気への排出、水溶性溶剤を含む排水による水への排出を抑制するため、脱脂装置又は洗浄装置の密閉構造化、洗浄槽における適正な温度管理、十分な液切りの実施等の作業方法の改善その他の必要な措置を講ずること。

オ 塗装工程、印刷工程及び接着工程

塗装、印刷、接着等（以下「塗装等」という。）の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む溶剤、顔料等からの揮発又は飛散による大気への排出、排水に含まれての水への排出等を抑制するため、塗装等に用いる設備等の密閉構造化、乾燥装置の適切な温度管理、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

カ メッキ工程

金属表面のメッキ処理等の作業を行う場合においては、メッキ液からの揮発又はメッキ液のミスト（霧状の微小な液滴）の飛散による指定化学物質の大気への排出、メッキ液を含む排水による水への排出等を抑制するため、洗浄集じん装置又は排水処理装置の設置、メッキ装置の材質の改善その他の必要な措置を講ずること。

キ 染色工程及び漂白工程

製品の染色、漂白等の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む染料、漂白剤又は溶剤からの揮発による大気への排出、排水に含まれての水への排出を抑制するため、染色装置、漂白装置等の密閉構造化、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

ク 殺菌工程及び消毒工程

食器、器具等の殺菌、消毒等の作業を行う場合においては、揮発性の高い指定化学物質を含む消毒剤、防腐剤、殺菌

剤等からの揮発による大気への排出、排水に含まれての水への排出を抑制するため、殺菌設備、消毒設備等の密閉構造化、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

ケ その他の溶剤使用工程

アからクまでに掲げる工程以外の工程において揮発性又は水溶性の高い指定化学物質を含む溶剤等を使用する作業を行う場合は、溶剤使用装置、乾燥装置等の設備の密閉構造化、乾燥装置等の適正な温度管理、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

コ その他の燃焼工程

アからクまでに掲げる工程以外の物の燃焼を伴う工程においては、非意図的に生成する指定化学物質の大気への排出を抑制するため、燃焼温度の管理、二次燃焼装置、排ガス冷却装置等の設置その他の必要な措置を講ずること。

第二 指定化学物質等の製造の過程における回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項

一 化学物質の管理の体系化、情報の収集、整理等

指定化学物質等取扱事業者は、第一の一「化学物質の管理の体系化」及び第一の二「情報の収集、整理等」については、指定化学物質等の使用の合理化対策も含めて実施すること。その際、指定化学物質等を可能な限り有効に用いるため、回収率の向上、再利用の徹底等を図るとともに、屋外において指定化学物質等を使用する場合のような指定化学物質の回収等が難しい使用については、使用量の管理の徹底を図ること等により指定化学物質等の使用の合理化を図ることに留意すること。

二 化学物質の使用の合理化対策

指定化学物質等取扱事業者は、第一の二「情報の収集、整理等」により把握、又は収集した情報に基づいて、取り扱う指定化

学物質について、その有害性、物理的・化学的性状、排出量並びに排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、以下の使用の合理化対策の実施に取り組むこと。

(1) 工程の見直し等による使用の合理化

指定化学物質等取扱事業者は、下記事項に留意しつつ、事業所における取扱い実態に即した措置を講じることにより、指定化学物質等の使用の合理化対策の実施に努めること。

ア 製品等の歩留まりの向上

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を含有する原材料又は製品の歩留まりの向上による指定化学物質等の使用の合理化を図るため、工程の見直しその他の必要な措置を講ずること。

イ 代替物質の使用及び代替技術の導入

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の使用の合理化に資する代替物質の使用及び物理的手法等の代替技術の導入を図ること。

ウ 回収及び再利用の促進

指定化学物質等取扱事業者は、排出量、濃度等の状況に応じた適切な構造及び処理能力を有する回収設備の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

(2) 主たる工程に応じた対策の実施

指定化学物質等取扱事業者は、次に示す主たる工程ごとの対応事項に留意して、(1)に掲げる対策その他の指定化学物質等の使用の合理化に必要な対策の実施に努めること。

ア 貯蔵（入出荷、移送、分配を含む。）工程

固定屋根式タンクから排出される指定化学物質を含む蒸気、還流装置から回収される指定化学物質を含む蒸気等の冷却・凝縮による回収、吸収液及び吸着液の蒸留等による再生

その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

イ 製造（反応、混合、熱処理等）工程

製品の製造における反応器、蒸留装置、燃焼器等の温度、圧力、滞留時間、還流比等の反応条件及び燃焼条件の最適化その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む原材料、燃料等の使用の合理化を図ること。また、反応槽等から排出される指定化学物質を含む蒸気等の冷却・凝縮による回収、吸収液及び吸着液の蒸留等による再生その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

ウ 機械加工工程

設計又は作業の適正化その他の必要な措置を講ずることにより、切削屑等の発生を抑制し、指定化学物質を含む原料、切削油剤等の使用の合理化を図ること。また、切削屑等に付着した切削油剤等については、遠心分離器等の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

エ 脱脂工程及び洗浄工程

洗浄の多段化、物理的方法の併用その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む洗浄剤、溶剤等の使用の合理化を図ること。また、洗浄後の指定化学物質を含む廃溶剤等については、溶剤蒸留回収装置を用いる方法、指定化学物質の冷却・凝集を行う方法（以下「冷却凝集法」という。）、活性炭を利用して指定化学物質を吸着し、これを冷却等により液化する方法（以下「活性炭吸着法」という。）等による溶剤回収型排ガス処理装置の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

オ 塗装工程、印刷工程及び接着工程

塗着又は塗装の効率のより高い塗装方法の採用、塗膜厚の管理等の作業方法の改善その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む塗料等の使用の合理化を図ること。また、冷却凝縮法、活性炭吸着法等による溶剤回収型排ガス処理装置の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

カ メッキ工程

液切り手法の最適化その他の必要な措置を講ずることにより、被メッキ物とともに持ち出されるメッキ液量を抑制し、指定化学物質を含むメッキ液の使用の合理化を図ること。また、持ち出されたメッキ液、メッキ後の水洗排水等に含まれる金属イオン等については、回収槽の設置、電解回収、イオン交換樹脂その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

キ 染色工程及び漂白工程

染色剤及び漂白剤の循環利用、酸素漂白等の指定化学物質等の使用がより少ない染色手法及び漂白手法の利用その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む染色剤、漂白剤等の使用の合理化を図ること。また、使用後の漂白剤、染色剤等は、回収型排ガス・排水処理装置等の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

ク 殺菌工程及び消毒工程

殺菌剤及び消毒剤の循環利用、加熱殺菌等の指定化学物質等の使用が少ない代替殺菌技術の利用その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む殺菌剤、消毒剤等の使用の合理化を図ること。

ケ その他の溶剤使用工程

アからクまでに掲げる工程以外の工程においては、作業方法の改善その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む溶剤等の使用の合理化を図ること。また、冷却凝集法、活性炭吸着法等による溶剤回収型排ガス処理装置の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

第三 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項

(1) 体制の整備

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の管理活動に対する国民の理解を深めるため、必要な情報を自ら適切に提供するための窓口を明確化する等、その体制を整備すること。

(2) 情報の提供等

指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質の排出状況を含め、事業活動の内容、指定化学物質等の事業所内における管理の状況等に関し、報告書の作成及び配布、説明会の実施等による事業所周辺の住民等への情報の提供等に努めることにより、国民の理解の増進を図ること。

(3) 国民の理解の増進のための人材の育成

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う従業員に対して、指定化学物質等の管理の状況等に関する国民の理解を深めることの必要性について周知するとともに、国民への情報の提供、国民の意識の理解等を円滑に行うための手法等に関する教育及び訓練を実施すること。

第四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

(1) 体制の整備等

指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条に基づき提供される指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の効率的な活用を

図るため、データベースの構築その他の適切な情報提供手段を講ずるとともに、当該指定化学物質等を取り扱う全ての関係者に対し、その周知徹底を図ること。

(2) 情報の活用

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を活用し、事業所からの指定化学物質の排出状況の把握その他第一から第三までに規定する事項の適切な実施を図ること。また、指定化学物質等取扱事業者は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」に基づく日本工業規格Z7252及びZ7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めること。

○第一種指定化学物質の排出量等の届出事項のファイルへの記録の方法

(平成一四・三・二九経・環告一)

経済産業大臣 名

環境大臣 名

第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令第二条のファイルへの記録の方法は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第七条第一項から第三項までの規定により経済産業大臣及び環境大臣に通知された事項を、日本工業規格X〇二〇一（一九九七）で規定されたラテン文字用図形文字集合及び日本工業規格X〇二〇八（一九九七）で規定された二バイト図形文字集合の範囲内の文字等により記録する方法によるものとし、この範囲外の文字等については、範囲内の類似の文字等又はその表音を片仮名に置き換えて記録するものとする。

○法第十九条に規定する手数料を現金をもって納めることができる事務所

(平成一四・一二・一六経告四二〇)
(改正平成一六・三・二六経告一〇〇)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十条第一号の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十九条に規定する手数料を現金をもって納めることができる事務所を指定したので、次のとおり告示する。

経済産業大臣 名

東京都千代田区霞が関一丁目三番地一号 経済産業省内

○届け出られた排出量以外の集計方法の移動体の区分

(平成一五・一・一五経・環告一)

経済産業大臣 名
環境大臣 名

第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令第六条第二号の移動体の区分は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 自動車(次号及び第三号に掲げるものを除く。)
- 二 二輪車(二輪自動車及び原動機付自転車をいう。)
- 三 特殊自動車
- 四 鉄道車両
- 五 船舶
- 六 航空機

○届出をしようとする者の使用に係る電子計算機に係る技術的基準

(平成一五・三・二四閣・財・文・厚・農・経・国・環告一)
(改正平成一六・三・二六閣・財・文・厚・農・経・国・環告一)

内閣総理大臣 名
財務大臣 名
文部科学大臣 名
厚生労働大臣 名
農林水産大臣 名
経済産業大臣 名
国土交通大臣 名
環境大臣 名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号。以下「規則」という。)第十一条に規定する届出をしようとする者の使用に係る電子計算機は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものでなければならぬ。

- 一 規則第十一条に規定する指定電子計算機に備えられたファイルから入手した排出量等届出様式に入力できる機能
- 二 都道府県知事の使用に係る電子計算機と通信できる機能

○主務大臣が指定する電子計算機

(平成一五・三・二四閣・財・文・厚・農・経・国・環告二)
(改正平成一六・三・二六閣・財・文・厚・農・経・国・環告二)

内閣総理大臣 名
財務大臣 名
文部科学大臣 名
厚生労働大臣 名
農林水産大臣 名
経済産業大臣 名
国土交通大臣 名
環境大臣 名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一条に規定する主務大臣が指定する電子計算機は、独立行政法人製品評価技術基盤機構に設置される主務大臣の使用に係る電子計算機とする。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
第6条における秘密情報の審査基準について

平成14年4月1日

内閣総理大臣 名
財務大臣 名
文部科学大臣 名
厚生労働大臣 名
農林水産大臣 名
経済産業大臣 名
国土交通大臣 名
環境大臣 名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）（以下「法」という。）第6条に規定する「秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないもの」（以下「秘密情報」という。）に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準は、次のとおりとする。

1. 基本的な考え方

主務大臣は、排出量等の情報を開示することにより確保される公益と秘密情報の保護により確保される事業者の利益を適切に比較衡量するものとし、諸外国における類似の制度の運用の実態にも留意しつつ、事業者によって秘密情報の保護の規定が濫用されることのないよう、厳正かつ公平な判断を行うものとする。

2. 具体的な判断基準

主務大臣は、次の(1)から(4)のいずれにも該当するときでなければ、対応化学物質分類名への変更の請求を行う事業者（以下「請求事業者」という。）による第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密情報に該当するとは認めないものとする。

(1) 第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、秘密とされる情報が他の事業者等に知られてしまう可能性があること

法第5条第2項に定める届出事項（すなわち、第一種指定化学物質の名称及び当該物質の年間の排出量・移動量）が開示されたとしても、秘密とされる情報の内容が他の事業者等に知られてしまう可能性がないと考えられる場合には、秘密情報に該当するとは認めない。

例えば、製品中の第一種指定化学物質又は製造工程で使用される薬剤等における第一種指定化学物質の含有率が秘密とされる場合、当該第一種指定化学物質の年間の排出量・移動量から当該含有率が推測できるとは通常は考えられないので、年間排出量・移動量から当該含有率が推測される特段の事情がない限り、秘密情報に該

当するとは認めない。

また、例えば、一事業所において複数の種類の製品を製造している場合又は化学物質を取り扱う工程が複数ある場合、第一種指定化学物質の年間の排出量・移動量から当該化学物質の製品中又は工程での取扱いの状況が特定されるとは通常は考えられないので、年間の排出量・移動量から第一種指定化学物質の取扱いの状況が特定される特段の事情がない限り、秘密情報に該当するとは認めない。

(2) 「秘密として管理」されていること。

次のいずれにも該当するときでなければ、「秘密として管理」されているとは認めない。

① 秘密とされる情報を含む書面等を秘密と分かるように適切に管理していること。

例えば、請求事業者が、秘密とされる情報を含む書面等に「部外秘」と記載して特定の場所で管理したり、秘密情報の収納・保管・破棄方法等の管理規定を整備する等の措置を講じていない場合は、原則として「秘密として管理」されているとは認めない。

② 従業員等が当該情報を適切に管理する体制を整備していること。

例えば、請求事業者が、秘密とされる情報を取り扱うことができる従業員を限定していない場合や当該情報を知っている従業員に対して就業規則等によって外部の者に開示してはならない旨の義務を課す等の措置を講じていない場合は、原則として「秘密として管理」されているとは認めない。

③ 従業員等以外の者が当該情報を扱う場合、秘密保持契約の締結等の措置を講じていること。

例えば、秘密とされる情報を含む製品の販売に際し、化学物質等安全データシート（MSDS）を販売の相手方に交付する場合において、秘密保持契約等を結んで当該情報の漏洩の防止を行っていないのであれば、原則として「秘密として管理」されているとは認めない。

(3) 「生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報」であること

次のいずれにも該当するときでなければ、「生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報」とは認めない。

① 秘密とされる情報が事業活動に役立つ技術上の価値を持つと客観的に認められること。

秘密とされる情報が、財の生産、サービスの提供、研究開発又は経営効率の改善等の事業活動に役立つ技術上の価値を持つと客観的に認められなければ、「生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報」とは認めない。

例えば、独自製品の製造方法、原料構成、製品組成などはこれに該当しうるが、事業活動に役立つ技術上の価値を持つと請求事業者が主観的に考えるのみではなく、それが客観的に認められるものでなければ、「生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報」とは認めない。

② 当該情報が他の事業者等に知られると、請求事業者の競争上の地位が直接に害されると想定されること。

秘密とされる情報が開示されても、請求事業者の競争上の地位が直接に害されると想定されないのであれば、当該情報は「生産方法その他の事業活動に有用な

技術上の情報」とは認めない。

例えば、競争相手である他の事業者が当該情報を既に保有している場合や、周辺住民との関係の変化が想定されるだけで、事業の遂行に直接の悪影響を与えるものでない場合は、「生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報」とは認めない。

(4) 「公然と知られていない」こと

次のいずれにも該当するときでなければ、「公然と知られていない」とは認めない。

① 秘密とされる情報が、文献による公表又は特許の取得等によって既に一般に公開されていないこと。

例えば、学会誌への発表や特許等の出願公開・取得によって公になってしまっている情報については、「公然と知られていない」とは認めない。

② 他の法令や条例に基づき、当該情報が既に開示されたことがないこと。

例えば、法令や条例の定めにより開示が義務づけられている情報や行政情報公開法に基づく開示請求により既に開示決定がなされた情報については、「公然と知られていない」とは認めない。

③ その他、当該情報が容易に入手可能な状態に置かれていないこと。

秘密とされる情報は、請求事業者（又は請求事業者により守秘義務をかけられている他の事業者）の管理下以外において容易に入手できる状態にあれば、「公然と知られていない」とは認めない。

例えば、請求事業者が販売している製品について、いわゆるリバース・エンジニアリングによって容易に秘密とされる情報が明らかになってしまう場合、当該製品の組成に関する情報が「公然と知られていない」とは認めない。

3. 基準の見直し

本基準は、毎年の運用の実態に応じた検討結果を踏まえ、適宜見直しを行っていくものとする。

